

公益社団法人 日本社会福祉士会
2020年度臨時總會

議案資料集



2021年3月20日（土）
（13:00～16:00）

ZOOM会議室

JACSW

公益社団法人 日本社会福祉士会

2020年度 臨時 総 会

議案資料集目次

I 議案

| | | |
|-------|----------------|----|
| 第1号議案 | 定款変更 | 1 |
| 第2号議案 | 「社会福祉士の行動規範」改定 | 21 |

II 承認事項

| | | |
|-------|-------------------------|----|
| 第1号承認 | 財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書 | 47 |
| 第2号承認 | 正会員の会費の扱いについて | 61 |

III 理事会報告

| | | |
|-------|---------------------|----|
| 第1号報告 | 2021年度事業計画 | 63 |
| 第2号報告 | 2021年度収支予算 | 75 |
| 第3号報告 | 次期綱紀委員会委員選任報告 | 82 |
| 第4号報告 | 成年後見事業被害者見舞金の適用について | 84 |

IV 事務連絡

| | | |
|---------|--------------------------------|----|
| 第1号事務連絡 | 規程類改正 | 86 |
| 第2号事務連絡 | 第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(山形大会) | |
| 第3号事務連絡 | 第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(東京大会) | |
| 第4号事務連絡 | その他 | |

※第2号及び第3号事務連絡につきましては、総会当日に口頭報告いたします。

※第4号事務連絡につきましては、総会当日に資料配付します。第4号事務連絡の配布資料は
本会会員専用HPに掲載いたします。

V 資料

| | |
|----------------|----|
| ○2021年度主要行事予定表 | 91 |
|----------------|----|

公益社団法人 日本社会福祉士会

2020年度臨時総会

第1号議案

定款変更

JACSW

定款変更について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」（社援発 1213 第 1 号、令和元年 12 月 13 日）において、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法が次のように見直されました。

1 社会福祉士及び介護福祉士の欠格事由の見直し（法第 3 条並びに規則第 1 条の 2 及び第 15 条関係）

法第 3 条に定める社会福祉士及び介護福祉士の欠格事由について、同条第 1 号を「成年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。また、上記に伴い、所定の様式を改正すること。

また、法第 3 条第 1 号に心身の故障がある者に対する個別的・実質的な審査によって適格性を判断する規定を設けたことに伴い、同条各号で定める欠格事由等に該当する場合の届出義務者について、整理を行うもの。

本会の定款においては賛助会員について、成年後見人又は被保佐人を欠格事由にしていますが、その必要性がないため次の通り定款を変更します。

○変更箇所抜粋

| 変更案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（会員資格の喪失） 第 1 3 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 会員である法人、団体が解散又は破産したとき。 (3) 正当な理由がなく会費を 1 年以上納入しなかったとき。 <u>(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。</u> <u>(5) 第 12 条の規定により除名されたとき。</u> <u>(6) 総正会員が同意したとき。</u></p> | <p>（会員資格の喪失） 第 1 3 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 会員である法人、団体が解散又は破産したとき。 (3) 正当な理由がなく会費を 1 年以上納入しなかったとき。 <u>(4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。</u> <u>(5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。</u> <u>(6) 第 12 条の規定により除名されたとき。</u> <u>(7) 総正会員が同意したとき。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">附 則 1～3. (略) 附 則 2018 年 6 月 16 日変更、施行 附 則 2020 年 6 月 30 日変更、施行 附 則 <u>2021 年 3 月 20 日変更、施行</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則 1～3. (略) 附 則 2018 年 6 月 16 日変更、施行 附 則 2020 年 6 月 30 日変更、施行</p> |

**公益社団法人 日本社会福祉士会 定款
変更案全文**

| 変更案 | 現 行 |
|---|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| (名 称) | (名 称) |
| 第1条 本会は、公益社団法人日本社会福祉士会と称する。 | 第1条 本会は、公益社団法人日本社会福祉士会と称する。 |
| 2 本会の英語による表記は「Japanese Association of Certified Social Workers」と称し、略称を「JACSW」とする。 | 2 本会の英語による表記は「Japanese Association of Certified Social Workers」と称し、略称を「JACSW」とする。 |
| (組 織) | (組 織) |
| 第2条 本会は、全国を区域とし、都道府県社会福祉士会で組織する。 | 第2条 本会は、全国を区域とし、都道府県社会福祉士会で組織する。 |
| (定 義) | (定 義) |
| 第3条 この定款において、社会福祉士とは、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）」第28条の規定により社会福祉士として現に登録している者をいう。 | 第3条 この定款において、社会福祉士とは、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）」第28条の規定により社会福祉士として現に登録している者をいう。 |
| 2 この定款において、都道府県社会福祉士会とは、ひとつの都道府県を単位とし、当該区域内に在住又は在勤する社会福祉士によって組織された法人（以下「都道府県社会福祉士会」という。）であるものをいう。 | 2 この定款において、都道府県社会福祉士会とは、ひとつの都道府県を単位とし、当該区域内に在住又は在勤する社会福祉士によって組織された法人（以下「都道府県社会福祉士会」という。）であるものをいう。 |
| (事務所) | (事務所) |
| 第4条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 | 第4条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 |
| 2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。 | 2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。 |
| (目 的) | (目 的) |
| 第5条 本会は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、都道府県社会福祉士会と協働して人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 第5条 本会は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、都道府県社会福祉士会と協働して人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(事 業)</p> <p>第 6 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。</p> <p>(2) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉専門職団体等との連携に関すること。</p> <p>(3) 社会福祉施設並びに福祉サービスの機能及び質の向上、並びにその評価に関すること。</p> <p>(4) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。</p> <p>(5) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関すること。</p> <p>(6) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関すること。</p> <p>(7) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。</p> <p>(8) 日本社会福祉士学会を置き社会福祉士及び社会福祉に関する学術研究を行うこと。</p> <p>(9) 正会員との連携及び正会員の支援に関すること。</p> <p>(10) その他目的達成のために必要なこと。</p> <p>2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p> | <p>(事 業)</p> <p>第 6 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。</p> <p>(2) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉専門職団体等との連携に関すること。</p> <p>(3) 社会福祉施設並びに福祉サービスの機能及び質の向上、並びにその評価に関すること。</p> <p>(4) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。</p> <p>(5) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関すること。</p> <p>(6) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関すること。</p> <p>(7) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。</p> <p>(8) 日本社会福祉士学会を置き社会福祉士及び社会福祉に関する学術研究を行うこと。</p> <p>(9) 正会員との連携及び正会員の支援に関すること。</p> <p>(10) その他目的達成のために必要なこと。</p> <p>2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p> |
| <p>第 2 章 会 員</p> | <p>第 2 章 会 員</p> |
| <p>(倫理綱領)</p> <p>第 7 条 本会の正会員は、総会で別途定める倫理綱領を遵守する。</p> | <p>(倫理綱領)</p> <p>第 7 条 本会の正会員は、総会で別途定める倫理綱領を遵守する。</p> |
| <p>(種 別)</p> <p>第 8 条 本会の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団及び一般財団法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 都道府県社会福祉士会であって、本会の目的に賛同して入会した法人。</p> | <p>(種 別)</p> <p>第 8 条 本会の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団及び一般財団法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 都道府県社会福祉士会であって、本会の目的に賛同して入会した法人。</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体。</p> <p>(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において承認された者。</p> <p>(4) 特別会員 前各号以外の個人、法人又は団体で、理事会で承認されたもの。</p> | <p>(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体。</p> <p>(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において承認された者。</p> <p>(4) 特別会員 前各号以外の個人、法人又は団体で、理事会で承認されたもの。</p> |
| <p>(入 会)</p> | <p>(入 会)</p> |
| <p>第9条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 入会は、理事会において可否を決定し、申し込みをしたものに通知するものとする。</p> <p>3 正会員にあっては、本会に対してその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め、本会に届け出るものとする。</p> <p>4 会員代表者を変更した場合は、速やかに本会に届け出なければならない。</p> | <p>第9条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 入会は、理事会において可否を決定し、申し込みをしたものに通知するものとする。</p> <p>3 正会員にあっては、本会に対してその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め、本会に届け出るものとする。</p> <p>4 会員代表者を変更した場合は、速やかに本会に届け出なければならない。</p> |
| <p>(会 費)</p> | <p>(会 費)</p> |
| <p>第10条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>3 既納の会費及びその他の拠出金は返還しない。</p> | <p>第10条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>3 既納の会費及びその他の拠出金は返還しない。</p> |
| <p>(退 会)</p> | <p>(退 会)</p> |
| <p>第11条 会員は、理事会が定める退会届を提出し、任意に退会することができる。</p> | <p>第11条 会員は、理事会が定める退会届を提出し、任意に退会することができる。</p> |
| <p>(除 名)</p> | <p>(除 名)</p> |
| <p>第12条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議前に弁明の機会を与えなければならない。</p> | <p>第12条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議前に弁明の機会を与えなければならない。</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。</p> <p>(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他正当な理由があるとき。</p> <p>2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 1 3 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき。</p> <p>(2) 会員である法人、団体が解散又は破産したとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく会費を1年以上納入しなかったとき。</p> <p><u>(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。</u></p> <p><u>(5) 第 12 条の規定により除名されたとき。</u></p> <p><u>(6) 総正会員が同意したとき。</u></p> <p>(会員資格喪失に伴う権利及び義務)</p> <p>第 1 4 条 会員が第 13 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。</p> | <p>(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。</p> <p>(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他正当な理由があるとき。</p> <p>2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 1 3 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき。</p> <p>(2) 会員である法人、団体が解散又は破産したとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく会費を1年以上納入しなかったとき。</p> <p><u>(4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。</u></p> <p><u>(5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。</u></p> <p><u>(6) 第 12 条の規定により除名されたとき。</u></p> <p><u>(7) 総正会員が同意したとき。</u></p> <p>(会員資格喪失に伴う権利及び義務)</p> <p>第 1 4 条 会員が第 13 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。</p> |
| <p style="text-align: center;">第 3 章 役 員</p> <p>(種類及び定数)</p> <p>第 1 5 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 7人以上13人以内</p> <p>(2) 監事 1人又は2人</p> <p>2 理事のうち1人を会長、3人以内を副会長とする。</p> <p>3 前項以外の理事のうち1人を専務理事とすることができる。</p> <p>4 会長をもって一般社団及び一般財団法人法上の代表理事とする。</p> <p>5 副会長及び専務理事をもって一般社団及び一般財団法人法上の業務執行理事とする。</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 役 員</p> <p>(種類及び定数)</p> <p>第 1 5 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 7人以上13人以内</p> <p>(2) 監事 1人又は2人</p> <p>2 理事のうち1人を会長、3人以内を副会長とする。</p> <p>3 前項以外の理事のうち1人を専務理事とすることができる。</p> <p>4 会長をもって一般社団及び一般財団法人法上の代表理事とする。</p> <p>5 副会長及び専務理事をもって一般社団及び一般財団法人法上の業務執行理事とする。</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(選任等)</p> <p>第 16 条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 会長、副会長、及び専務理事は理事会の決議によって、理事の中から選出する。</p> <p>3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他、特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>6 理事又は監事に異動があったときには、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。</p> <p>(理事の職務権限)</p> <p>第 17 条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、代表権の行使を除き、その業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは代表権の行使を除き、会長及び副会長の業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> | <p>(選任等)</p> <p>第 16 条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 会長、副会長、及び専務理事は理事会の決議によって、理事の中から選出する。</p> <p>3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他、特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>6 理事又は監事に異動があったときには、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。</p> <p>(理事の職務権限)</p> <p>第 17 条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、代表権の行使を除き、その業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは代表権の行使を除き、会長及び副会長の業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(監事の職務権限)</p> <p>第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。</p> <p>(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。</p> <p>(3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。</p> <p>(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。</p> <p>(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。但し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。</p> <p>(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。</p> <p>(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。</p> <p>(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> | <p>(監事の職務権限)</p> <p>第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。</p> <p>(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。</p> <p>(3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。</p> <p>(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。</p> <p>(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。但し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。</p> <p>(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。</p> <p>(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。</p> <p>(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>但し、連続して4期を超えて選任されることはできないものとする。</p> <p>2 補欠又は増員により理事に選任された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 補欠により監事に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員は、第15条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> | <p>但し、連続して4期を超えて選任されることはできないものとする。</p> <p>2 補欠又は増員により理事に選任された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 補欠により監事に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員は、第15条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> |
| <p>(解 任)</p> <p>第20条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> | <p>(解 任)</p> <p>第20条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> |
| <p>(報酬等)</p> <p>第21条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p> <p>2 役員には費用を弁償することができる。</p> <p>3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第21条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p> <p>2 役員には費用を弁償することができる。</p> <p>3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> |
| <p>(取引の制限)</p> <p>第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引</p> <p>(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とこの理事との利益が相反する取引</p> | <p>(取引の制限)</p> <p>第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引</p> <p>(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とこの理事との利益が相反する取引</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p> <p>(責任の免除)</p> <p>第23条 本会は、一般社団及び一般財団法人法第111条第1項に定める役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第24条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、3人以内とし、専門的な事項に関して理事会に対し必要な助言をすることを職務とし、理事会の決議に基づいて、会長が社会福祉士以外の者に委嘱する。</p> <p>3 相談役は、3人以内とし、本会の運営に関して理事会に対し必要な助言を行うことを職務とし、理事会の決議に基づいて、会長が本会の役員経験者に委嘱する。</p> <p>4 顧問及び相談役の任期は1期(2年)を原則とする。</p> | <p>2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p> <p>(責任の免除)</p> <p>第23条 本会は、一般社団及び一般財団法人法第111条第1項に定める役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第24条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、3人以内とし、専門的な事項に関して理事会に対し必要な助言をすることを職務とし、理事会の決議に基づいて、会長が社会福祉士以外の者に委嘱する。</p> <p>3 相談役は、3人以内とし、本会の運営に関して理事会に対し必要な助言を行うことを職務とし、理事会の決議に基づいて、会長が本会の役員経験者に委嘱する。</p> <p>4 顧問及び相談役の任期は1期(2年)を原則とする。</p> |
| <p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(種 別)</p> <p>第25条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>2 前項の総会をもって一般社団及び一般財団法人法上の社員総会とし、通常総会をもって一般社団及び一般財団法人法上の定時社員総会とする。</p> <p>(構 成)</p> <p>第26条 総会は、すべての正会員をもって構</p> | <p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(種 別)</p> <p>第25条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>2 前項の総会をもって一般社団及び一般財団法人法上の社員総会とし、通常総会をもって一般社団及び一般財団法人法上の定時社員総会とする。</p> <p>(構 成)</p> <p>第26条 総会は、すべての正会員をもって構</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>成する。</p> <p>2 総会における議決権は、正会員1法人につき1個とする。</p> <p>(権 限)</p> <p>第27条 総会は、次の事項を決議する。</p> <p>(1) 役員を選任及び解任</p> <p>(2) 役員報酬等の額の決定又はその規程</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 規則の制定、変更及び廃止</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</p> <p>(6) 入会の手続並びに会費等及び賛助会費の金額</p> <p>(7) 会員の除名</p> <p>(8) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け</p> <p>(9) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分</p> <p>(10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止</p> <p>(11) 理事会において総会に付議すべきと議決した事項</p> <p>(12) 前各号に定めるもののほか、一般社団及び一般財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項</p> <p>2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第29条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。</p> <p>(開 催)</p> <p>第28条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。</p> <p>(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。</p> | <p>成する。</p> <p>2 総会における議決権は、正会員1法人につき1個とする。</p> <p>(権 限)</p> <p>第27条 総会は、次の事項を決議する。</p> <p>(1) 役員を選任及び解任</p> <p>(2) 役員報酬等の額の決定又はその規程</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 規則の制定、変更及び廃止</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</p> <p>(6) 入会の手続並びに会費等及び賛助会費の金額</p> <p>(7) 会員の除名</p> <p>(8) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け</p> <p>(9) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分</p> <p>(10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止</p> <p>(11) 理事会において総会に付議すべきと議決した事項</p> <p>(12) 前各号に定めるもののほか、一般社団及び一般財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項</p> <p>2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第29条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。</p> <p>(開 催)</p> <p>第28条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。</p> <p>(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(招 集)</p> <p>第 29 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。但し、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 30 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。</p> <p>(決 議)</p> <p>第 31 条 総会の決議は、一般社団及び一般財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(書面決議等)</p> <p>第 32 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。</p> <p>2 正会員は、総会に代理人を出席させ議決権の行使を委任することができる。この場合、当該代理人は、代理権を証明する書面を本会</p> | <p>(招 集)</p> <p>第 29 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。但し、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 30 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。</p> <p>(決 議)</p> <p>第 31 条 総会の決議は、一般社団及び一般財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(書面決議等)</p> <p>第 32 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。</p> <p>2 正会員は、総会に代理人を出席させ議決権の行使を委任することができる。この場合、当該代理人は、代理権を証明する書面を本会</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の代理人は、正会員の代表者が指定するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p> <p>5 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p> <p>(決議事項の遵守)</p> <p>第33条 本会の正会員は、総会で決議した事項を遵守しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以内が、記名押印をしなければならない。</p> | <p>に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の代理人は、正会員の代表者が指定するものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p> <p>5 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p> <p>(決議事項の遵守)</p> <p>第33条 本会の正会員は、総会で決議した事項を遵守しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以内が、記名押印をしなければならない。</p> |
| <p>第5章 理事会</p> | <p>第5章 理事会</p> |
| <p>(設 置)</p> <p>第35条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> | <p>(設 置)</p> <p>第35条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> |
| <p>(権 限)</p> <p>第36条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項の決定</p> <p>(3) 総会の決議した事項の執行に関する事項</p> <p>(4) 規程の制定、改正及び廃止</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか本会の業務執</p> | <p>(権 限)</p> <p>第36条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項の決定</p> <p>(3) 総会の決議した事項の執行に関する事項</p> <p>(4) 規程の制定、改正及び廃止</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか本会の業務執</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>行の決定</p> <p>(6) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(7) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職</p> <p>2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 重要な使用人の選任及び解任</p> <p>(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>(種類及び開催)</p> <p>第 3 7 条 理事会は、毎事業年度 4 回以上開催する。</p> <p>2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。</p> <p>(4) 第 18 条第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 3 8 条 理事会は、会長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 2 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。</p> <p>2 前条第 2 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 2 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。</p> <p>3 会長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以</p> | <p>行の決定</p> <p>(6) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(7) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職</p> <p>2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 重要な使用人の選任及び解任</p> <p>(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>(種類及び開催)</p> <p>第 3 7 条 理事会は、毎事業年度 4 回以上開催する。</p> <p>2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。</p> <p>(4) 第 18 条第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 3 8 条 理事会は、会長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 2 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。</p> <p>2 前条第 2 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 2 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。</p> <p>3 会長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 3 9 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第 4 0 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第 4 1 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第 4 2 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。</p> <p>2 前項の規定は、第 17 条第 4 項の規定による報告には適用しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 4 3 条 理事会の議事については、法令で定め</p> | <p>内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 3 9 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第 4 0 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第 4 1 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第 4 2 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。</p> <p>2 前項の規定は、第 17 条第 4 項の規定による報告には適用しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 4 3 条 理事会の議事については、法令で定め</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>るところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。</p> | <p>るところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。</p> |
| <p style="text-align: center;">第 6 章 委員会</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 委員会</p> |
| <p>(委員会)</p> | <p>(委員会)</p> |
| <p>第 4 4 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は決議により、委員会を設置することができる。</p> | <p>第 4 4 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は決議により、委員会を設置することができる。</p> |
| <p style="text-align: center;">第 7 章 財産及び会計</p> | <p style="text-align: center;">第 7 章 財産及び会計</p> |
| <p>(事業計画及び収支予算)</p> | <p>(事業計画及び収支予算)</p> |
| <p>第 4 5 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> | <p>第 4 5 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> |
| <p>(事業報告及び決算)</p> | <p>(事業報告及び決算)</p> |
| <p>第 4 6 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> | <p>第 4 6 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> |
| <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録</p> | <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録</p> |
| <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> | <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> |
| <p>3 第 1 項各号の書類については、毎事業年度の</p> | <p>3 第 1 項各号の書類については、毎事業年度の</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>4 本会は、通常総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第55条第1項第12号の書類に記載するものとする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> | <p>経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>4 本会は、通常総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第55条第1項第12号の書類に記載するものとする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> |
| <p>第8章 定款の変更、合併及び解散</p> | <p>第8章 定款の変更、合併及び解散</p> |
| <p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この定款は、第52条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。</p> <p>2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。</p> | <p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この定款は、第52条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。</p> <p>2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。</p> |
| <p>(合併等)</p> <p>第50条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団及び一般財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。</p> | <p>(合併等)</p> <p>第50条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団及び一般財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(解 散)</p> <p>第 5 1 条 本会は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議又は法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益目的取得財産残額の贈与)</p> <p>第 5 2 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 5 3 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> | <p>2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(解 散)</p> <p>第 5 1 条 本会は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議又は法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益目的取得財産残額の贈与)</p> <p>第 5 2 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 5 3 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> |
| <p style="text-align: center;">第 9 章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第 5 4 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、職員は、会長が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。</p> | <p style="text-align: center;">第 9 章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第 5 4 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、職員は、会長が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(備付け帳簿及び書類)</p> <p>第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類</p> <p>(3) 理事及び監事の名簿</p> <p>(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類</p> <p>(5) 定款に定める機関の議事に関する書類</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>(7) 役員等の報酬規程</p> <p>(8) 事業計画書及び収支予算書</p> <p>(9) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</p> <p>(10) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書</p> <p>(11) 監査報告</p> <p>(12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(13) その他法令で定める帳簿及び書類</p> <p>2 前項各号の帳簿及び書類等を一般の閲覧に供する場合については、法令の定めによるほか、理事会の定める情報公開規程によるものとする。</p> | <p>(備付け帳簿及び書類)</p> <p>第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類</p> <p>(3) 理事及び監事の名簿</p> <p>(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類</p> <p>(5) 定款に定める機関の議事に関する書類</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>(7) 役員等の報酬規程</p> <p>(8) 事業計画書及び収支予算書</p> <p>(9) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</p> <p>(10) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書</p> <p>(11) 監査報告</p> <p>(12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(13) その他法令で定める帳簿及び書類</p> <p>2 前項各号の帳簿及び書類等を一般の閲覧に供する場合については、法令の定めによるほか、理事会の定める情報公開規程によるものとする。</p> |
| <p>(公 告)</p> <p>第56条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p> | <p>(公 告)</p> <p>第56条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p> |
| <p style="text-align: center;">第10章 補 則</p> | <p style="text-align: center;">第10章 補 則</p> |
| <p>(委 任)</p> <p>第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> | <p>(委 任)</p> <p>第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> |

| 変更案 | 現 行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3. 本会の最初の会長（代表理事）は鎌倉克英、副会長（業務執行理事）は松山茂樹、田村満子、愛沢隆一とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2018年6月16日変更、施行</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2020年6月30日変更、施行</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>2021年3月20日変更、施行</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3. 本会の最初の会長（代表理事）は鎌倉克英、副会長（業務執行理事）は松山茂樹、田村満子、愛沢隆一とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2018年6月16日変更、施行</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2020年6月30日変更、施行</p> |

公益社団法人 日本社会福祉士会
2020年度臨時総会

第2号議案
「社会福祉士の行動規範」改定

JACSW

「社会福祉士の行動規範」改定について

改定した「社会福祉士の倫理綱領」が2020年6月30日に採択された後、「社会福祉士の行動規範」の改定に着手し、この度、改定案を総会議案とすることとしました。新旧比較表と改定案全文を掲載します。

なお、改定した「社会福祉士の倫理綱領」及び「社会福祉士の行動規範」を的確に伝達、周知するため、今後、伝達研修等の開催や『社会福祉士の倫理綱領 実践ガイドブック』（中央法規出版）の改訂を行う予定です。

社会福祉士の行動規範（新旧比較表）

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|--|--|
| <p>行動規範は倫理綱領を行動レベルに具体化したものであり、社会福祉士が倫理綱領に基づいて実践するための行動を示してあります。行動規範は、倫理綱領の各項目を総体的に具体化したものと、個別の行動として具体化したもので構成されています。</p> | <p>この「社会福祉士の行動規範」は、「社会福祉士の倫理綱領」に基づき、社会福祉士が社会福祉実践みにおいて従うべき行動を示したものである。</p> |
| I クライアントに対する倫理責任 | I 利用者に対する倫理責任 |
| <p>1. クライアントとの関係</p> <p>社会福祉士は、クライアントとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用してはならない。</p> <p>1-1 社会福祉士はクライアントに対して、相互の関係は専門的援助関係に基づくものであることを説明しなければならない。</p> <p>1-2 社会福祉士は、クライアントとの専門的援助関係を構築する際には、対等な協力関係を尊重しなければならない。</p> <p>1-3 社会福祉士は、専門職としてクライアントと社会通念上、不適切と見なされる関係を持つてはならない。</p> <p>1-4 社会福祉士は、自分の個人的・宗教的・政治的な動機や利益のために専門的援助関係を利用してはならない。</p> <p>1-5 社会福祉士は、クライアントと利益相反関係になることが避けられないときは、クライアントにその事実を明らかにし、専門的援助関係を終了しなければならない。その場合は、クライアントを守る手段を講じ、新たな専門的援助関係の構築を支援しなければならない。</p> | <p>1. 利用者との関係</p> <p>1-1 社会福祉士は、利用者との専門的関係についてあらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>1-2 社会福祉士は、利用者との私的な関係になってはならない。</p> <p>1-3 社会福祉士は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはならない。</p> <p>1-4 社会福祉士は、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはならない。</p> <p>1-5 社会福祉士は、過去または現在の利用者に対して利益の相反する関係になることが避けられないときは、利用者を守る手段を講じ、それを利用者に明らかにしなければならない。</p> <p>1-6 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない。</p> |
| <p>2. クライアントの利益の最優先</p> <p>社会福祉士は、業務の遂行に際して、クライ</p> | <p>2. 利用者の利益の最優先</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|---|---|
| <p>エントの意思を尊重し、その利益の最優先を基本にしなければならない。</p> <p>2-1 社会福祉士は、専門職の立場を私的に利用してはならない。</p> <p>2-2 社会福祉士は、クライアントから専門職としての支援の代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。</p> <p>2-3 社会福祉士は、支援を継続できない何らかの理由が生じた場合、必要な支援が継続できるように最大限の努力をしなければならない。</p> | <p>2-1 社会福祉士は、専門職の立場を私的なことに使用してはならない。</p> <p>2-2 社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。</p> <p>2-3 社会福祉士は、援助を継続できない何らかの理由がある場合、援助を継続できるように最大限の努力をしなければならない。</p> |
| <p>3. 受容</p> <p>社会福祉士は、クライアントに対する先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容しなければならない。</p> <p>3-1 社会福祉士は、クライアントを尊重し、あるがままに受け止めなければならない。</p> <p>3-2 社会福祉士は、自身の価値観や社会的規範によってクライアントを非難・審判することがあってはならない。</p> | <p>3. 受容</p> <p>3-1 社会福祉士は、利用者に暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図らなければならない。</p> <p>3-2 社会福祉士は、利用者を非難し、審判することがあってはならない。</p> <p>3-3 社会福祉士は、利用者の意思表出をはげまし支えなければならない。</p> |
| <p>4. 説明責任</p> <p>社会福祉士は、クライアントが必要とする情報を、適切な方法やわかりやすい表現を用いて提供しなければならない。</p> <p>4-1 社会福祉士は、クライアントの側に立って支援を行うことを伝えなければならない。</p> <p>4-2 社会福祉士は、クライアントが自身の権利について理解できるよう支援しなければならない。</p> <p>4-3 社会福祉士は、クライアントが必要とする情報を十分に説明し、理解できるよう支援しなければならない。</p> | <p>4. 説明責任</p> <p>4-1 社会福祉士は、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを伝えなければならない。</p> <p>4-2 社会福祉士は、専門職上の義務と利用者の権利を説明し明らかにした上で援助をしなければならない。</p> <p>4-3 社会福祉士は、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|---|---|
| <p>4-4 社会福祉士は、自身が行う実践について、クライアントだけでなく第三者からも理解が得られるよう説明できなければならない。</p> | |
| <p>5. クライアントの自己決定の尊重 社会福祉士は、クライアントの自己決定を尊重して支援しなければならない。</p> <p>5-1 社会福祉士は、クライアントが自己決定の権利を有する存在であると認識しなければならない。</p> <p>5-2 社会福祉士は、クライアントが選択の幅を広げることができるように、必要な情報を提供し、社会資源を活用しなければならない。</p> <p>5-3 社会福祉士は、クライアントの自己決定に基づく行動が自己に不利益をもたらしたり、他者の権利を侵害すると想定される場合は、その行動を制限することがあることをあらかじめ伝えなければならない。また、その場合は理由を具体的に説明しなければならない。</p> | <p>5. 利用者の自己決定の尊重</p> <p>5-1 社会福祉士は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。</p> <p>5-2 社会福祉士は、利用者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提供しなければならない。</p> <p>5-3 社会福祉士は、利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない。</p> |
| <p>6. 参加の促進 社会福祉士は、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進しなければならない。</p> <p>6-1 社会福祉士は、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動の局面への関与や参加から排除されがちな現状について認識しなければならない。</p> <p>6-2 社会福祉士は、クライアントの関与と参加を促進するために、クライアントの自尊心と能力を高めるよう働きかけなければならない。</p> <p>6-3 社会福祉士は、クライアントの関与と参加に向けて、必要な情報や社会資源を提供したり、機会やプロセスを形成することに貢献しなければならない。</p> | |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|--|---|
| <p>7. クライエントの意思決定への対応 社会福祉士は、クライエントの利益と権利を擁護するために、最善の方法を用いて意思決定を支援しなければならない。</p> <p>7-1 社会福祉士は、クライエントを意思決定の権利を有する存在として認識しなければならない。</p> <p>7-2 社会福祉士は、クライエントの意思決定能力をアセスメントしなければならない。</p> <p>7-3 社会福祉士は、クライエントの意思決定のためにクライエントの特性や状況を理解し、その特性や状況に応じた最善の方法を用いなければならない。</p> | <p>6. 利用者の意思決定能力への対応</p> <p>6-1 社会福祉士は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者のアドボカシーに努め、エンパワメントを支援しなければならない。</p> <p>6-2 社会福祉士は、自分の価値観や援助観を利用者に押しつけてはならない。</p> <p>6-3 社会福祉士は、常に自らの業務がパターンリズムに陥らないように、自己の点検に務めなければならない。</p> <p>6-4 社会福祉士は、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない。</p> |
| <p>8. プライバシーの尊重と秘密の保持 社会福祉士は、クライエントのプライバシーを尊重し、秘密を保持しなければならない。</p> <p>8-1 社会福祉士は、クライエントが自らのプライバシーの権利を認識できるように働きかけなければならない。</p> <p>8-2 社会福祉士は、クライエントの情報を収集する場合、クライエントの同意を得なければならない。ただし、合理的な理由がある場合（生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合など）は、この限りではない。</p> <p>8-3 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。</p> <p>8-4 社会福祉士は、合理的な理由がある場合を除き、クライエントの同意を得ることなく収集した情報を使用してはならない。</p> <p>8-5 社会福祉士は、クライエントのプライバシーや秘密の取り扱いに関して、敏</p> | <p>7. プライバシーの尊重</p> <p>7-1 社会福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。</p> <p>7-2 社会福祉士は、利用者の個人情報を収集する場合、その都度利用者の了解を得なければならない。</p> <p>7-3 社会福祉士は、問題解決を支援する目的であっても、利用者が了解しない場合は、個人情報を使用してはならない。</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|--|---|
| <p>感かつ慎重でなければならない。</p> <p>8－6 社会福祉士は、業務中であるか否かにかかわらず、また業務を退いた後も、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持しなければならない。</p> <p>8－7 社会福祉士は、記録の取り扱い（収集・活用・保存・廃棄）について、クライアントのプライバシーや秘密に関する情報が漏れないよう、慎重に対応しなければならない。</p> | |
| | <p>8. 秘密の保持</p> <p>8－1 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。</p> <p>8－2 社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。</p> <p>8－3 社会福祉士は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。</p> <p>8－4 社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。</p> |
| <p>9. 記録の開示</p> <p>社会福祉士は、クライアントから開示の要求があった場合は、原則として記録を開示しなければならない。</p> <p>9－1 社会福祉士は、クライアントが記録の閲覧を希望した場合は、特別な理由なくそれを拒んではならない。</p> <p>9－2 社会福祉士は、クライアント自身やクライアントを取り巻く環境の安全が脅かされると想定する場合は、その限りではない。</p> | <p>9. 記録の開示</p> <p>9－1 社会福祉士は、利用者の記録を開示する場合、かならず本人の了解を得なければならない。</p> <p>9－2 社会福祉士は、利用者の支援の目的のためにのみ、個人情報を使用しなければならない。</p> <p>9－3 社会福祉士は、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではならない。</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|---|---|
| | <p>10. 情報の共有</p> <p>10－1 社会福祉士は、利用者の情報を電子媒体等により取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。</p> <p>10－2 社会福祉士は、利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>10－3 社会福祉士は、電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない。</p> |
| <p>10. 差別や虐待の禁止</p> <p>社会福祉士は、クライアントに対していかなる差別や虐待も行ってはならない。</p> <p>10－1 社会福祉士は、クライアントに対して肉体的・精神的苦痛や損害を与えてはならない。</p> <p>10－2 社会福祉士は、差別や虐待を受けている可能性があるクライアントを発見した場合、すみやかに対応しなければならない。</p> <p>10－3 社会福祉士は、差別や虐待について正しい知識を得るようにしなければならない。</p> <p>10－4 社会福祉士は、クライアントが差別や虐待の状況を認識できるよう働きかけなければならない。</p> | <p>11. 性的差別、虐待の禁止</p> <p>11－1 社会福祉士は、利用者に対して性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待を行ってはならない。</p> <p>11－2 社会福祉士は、利用者に対して肉体的・精神的損害または苦痛を与えてはならない。</p> <p>11－3 社会福祉士は、利用者が暴力や性的搾取・虐待の対象となっている場合、すみやかに発見できるよう心掛けなければならない。</p> <p>11－4 社会福祉士は、性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待に対する正しい知識を得よう学ばなければならない。</p> |
| <p>11. 権利擁護</p> <p>社会福祉士は、クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進しなければならない。</p> <p>11－1 社会福祉士は、クライアントの権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。</p> <p>11－2 社会福祉士は、クライアントの権利</p> | <p>12. 権利侵害の防止</p> <p>12－1 社会福祉士は、利用者の権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。</p> <p>12－2 社会福祉士は、利用者の権利侵害を</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|--|--|
| <p>が擁護されるよう、環境に働きかけなければならない。</p> <p>11－3 社会福祉士は、クライアントの権利擁護について積極的に啓発しなければならない。</p> <p>11－4 社会福祉士は、クライアントが自身の権利を自覚し、適切に行使できるよう支援しなければならない。</p> | <p>防止する環境を整え、そのシステムの構築に努めなければならない。</p> <p>12－3 社会福祉士は、利用者の権利侵害の防止についての啓発活動を積極的に行わなければならない。</p> |
| <p>12. 情報処理技術の適切な使用</p> <p>社会福祉士は、業務を遂行するにあたり情報処理技術を適切に使用しなければならない。</p> <p>12－1 社会福祉士は、クライアントの権利を擁護するために、情報リテラシーを高める必要があることを自覚しなければならない。</p> <p>12－2 社会福祉士は、情報処理に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない。</p> <p>12－3 社会福祉士は、各種の情報媒体を適切に利用し、必要な情報を収集・整理し、活用しなければならない。</p> <p>12－4 社会福祉士は、情報処理技術（デジタル化された情報、デジタル・ネットワークを活用した情報の収集・拡散を含む）が、クライアントの権利を侵害することがないように、細心の注意を払わなければならない。</p> <p>12－5 社会福祉士は、クライアントの情報を電子媒体などにより取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。また、クライアントの個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>12－6 社会福祉士は、クライアントが SNS の利用などにより権利を侵害された場合は、情報処理技術や法律などの専門職と連携して、その回復に努めなければならない。</p> | |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|--|--|
| <p>II 組織・職場に対する倫理責任</p> <p>1. 最良の実践を行う責務 社会福祉士は、所属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の実践を行わなければならない。</p> <p>1-1 社会福祉士は、所属する組織・職場における専門職としての使命と職責を認識しなければならない。</p> <p>1-2 社会福祉士は、本倫理綱領に基づき、所属する組織・職場における専門職としての職責を果たさなければならない。</p> | <p>II 実践現場における倫理責任</p> <p>1. 最良の実践を行う責務</p> <p>1-1 社会福祉士は、専門職としての使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を深め、理論と実務に精通するように努めなければならない。</p> <p>1-2 社会福祉士は、専門職としての自律性と責任性が完遂できるよう、自らの専門的力量的向上をはからなければならない。</p> <p>1-3 社会福祉士は、福祉を取り巻く分野の法律や制度等関連知識の集積に努め、その力量を発揮しなければならない。</p> |
| <p>2. 同僚などへの敬意 社会福祉士は、同僚や上司・部下の職責や専門性の違いを尊重し、敬意を払って接しなければならない。</p> <p>2-1 社会福祉士は、同僚や上司・部下の職責を理解し、所属する組織・職場での意思疎通が円滑に行われるよう働きかけなければならない。</p> <p>2-2 社会福祉士は、同僚や上司・部下の専門性を尊重し、連携・協働を図らなければならない。</p> | <p>2. 他の専門職等との連携・協働</p> <p>2-1 社会福祉士は、所属する機関内部での意思疎通が円滑になされるように積極的に働きかけなければならない。</p> <p>2-2 社会福祉士は、他の専門職と連携し、所属する機関の機構やサービス提供の変更や開発について提案しなければならない。</p> <p>2-3 社会福祉士は、他機関の専門職と連携し協働するために、連絡・調整の役割を果たさなければならない。</p> |
| <p>3. 倫理綱領の理解の促進 社会福祉士は、自らが所属する組織・職場において本倫理綱領および行動規範が適切に理解されるよう働きかけなければならない。</p> <p>3-1 社会福祉士は、所属する組織・職場</p> | <p>3. 実践現場と綱領の遵守</p> <p>3-1 社会福祉士は、社会福祉士の倫理綱</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|--|---|
| <p>において本倫理綱領に基づいた実践を行うことによって、専門性を示さなければならない。</p> | <p>領を実践現場が熟知するように働きかけなければならない。</p> <p>3-2 社会福祉士は、実践現場で倫理上のジレンマが生じた場合、倫理綱領に照らして公正性と一貫性をもってサービス提供を行うように努めなければならない。</p> <p>3-3 社会福祉士は、実践現場の方針・規則・手続き等、倫理綱領に反する実践を許してはならない。</p> |
| <p>4. 倫理的実践の推進</p> <p>社会福祉士は、組織・職場において、本倫理綱領に基づいた倫理的実践を推進しなければならない。</p> <p>4-1 社会福祉士は、所属する組織・職場の方針、規則、手続き、業務命令などを本倫理綱領に沿って適切かどうかを把握しなければならない。</p> <p>4-2 社会福祉士は、所属する組織・職場の方針、規則、手続き、業務命令などが本倫理綱領に反する場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図らなければならない。</p> | <p>4. 業務改善の推進</p> <p>4-1 社会福祉士は、利用者の声に耳を傾け苦情の対応にあたり、業務の改善を通して再発防止に努めなければならない。</p> <p>4-2 社会福祉士は、実践現場が常に自己点検と評価を行い、他者からの評価を受けるように働きかけなければならない。</p> |
| <p>5. 組織内アドボカシーの促進</p> <p>社会福祉士は、組織・職場におけるあらゆる虐待、差別的・抑圧的な行為、ハラスメントを認めてはならない。</p> <p>5-1 社会福祉士は、組織・職場においてあらゆる虐待、差別的・抑圧的な行為、ハラスメントを認めた場合は、それらの行為が迅速かつ適切に解消するよう対応しなければならない。</p> <p>5-2 社会福祉士は、組織・職場においてあらゆる虐待、差別的・抑圧的な行為、ハラスメントを防止するための周知・啓発を行い、同僚などへの権利擁護を実現しなければならない。</p> | |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|---|--|
| <p>6. 組織改革</p> <p>社会福祉士は、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能をアセスメントし、必要な改革を図らなければならない。</p> <p>6-1 社会福祉士は、人々や地域社会のニーズ、社会状況の変化をアセスメントしなければならない。</p> <p>6-2 社会福祉士は、人々や地域社会のニーズ、社会状況の変化に照らして組織・職場の機能をアセスメントしなければならない。</p> <p>6-3 社会福祉士は、組織・職場の機能が人々や地域社会のニーズ、社会状況の変化に対応していない場合には、必要な組織改革を行わなければならない。</p> | |
| <p>Ⅲ 社会に対する倫理責任</p> | <p>Ⅲ 社会に対する倫理責任</p> |
| <p>1. ソーシャル・インクルージョン</p> <p>社会福祉士は、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などを認識した場合は、専門的な視点と方法により、解決に努めなければならない。</p> <p>1-1 社会福祉士は、あらゆる差別、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに専門的な視点から関心を持たなければならない。</p> <p>1-2 社会福祉士は、専門的な視点と方法により、クライアントの状況とニーズを社会に発信し、ソーシャル・インクルージョンの実現に努めなければならない。</p> | <p>1. ソーシャル・インクルージョン</p> <p>1-1 社会福祉士は、特に不利益な立場にあり、抑圧されている利用者が、選択と決定の機会を行使できるように働きかけなければならない。</p> <p>1-2 社会福祉士は、利用者や住民が社会の政策・制度の形成に参加することを積極的に支援しなければならない。</p> <p>1-3 社会福祉士は、専門的な視点と方法により、利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。</p> |
| <p>2. 社会への働きかけ</p> <p>社会福祉士は、人権と社会正義が守られるよう、人々とともに社会に働きかけなければならない。</p> | <p>2. 社会への働きかけ</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|--|--|
| <p>2-1 社会福祉士は、社会における人権と社会正義の状況に関心を持たなければならない。</p> <p>2-2 社会福祉士は、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々が主体的に社会の政策・制度の形成に参加し、互恵的な社会が実現されるよう支援しなければならない。</p> <p>2-3 社会福祉士は、集団の有する力を認識し、人権と社会正義の実現のために、人と環境の双方に働きかけなければならない。</p> | <p>2-1 社会福祉士は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、代弁活動を行わなければならない。</p> <p>2-2 社会福祉士は、社会福祉実践に及ぼす社会政策や福祉計画の影響を認識し、地域福祉の増進に積極的に参加しなければならない。</p> <p>2-3 社会福祉士は、社会における意思決定に際して、利用者の意思と参加が促進されるよう支えなければならない。</p> <p>2-4 社会福祉士は、公共の緊急事態に対して可能な限り専門職のサービスを提供できるよう、臨機応変な活動への貢献ができなければならない。</p> |
| <p>3. グローバル社会への働きかけ</p> <p>社会福祉士は、人権と社会正義に関する課題についてグローバル社会に働きかけなければならない。</p> <p>3-1 社会福祉士は、グローバル社会の情勢に関心を持たなければならない。</p> <p>3-2 社会福祉士は、グローバル社会における文化的社会的差異を認識し、多様性を尊重しなければならない。</p> <p>3-3 社会福祉士は、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などによる差別、抑圧、支配などをなくすためのソーシャルワーカーの国際的な活動に連帯しなければならない。</p> | <p>3. 国際社会への働きかけ</p> <p>3-1 社会福祉士は、国際社会において、文化的社会的差異を尊重しなければならない。</p> <p>3-2 社会福祉士は、民族、人種、国籍、宗教、性別、障害等による差別と支配をなくすための国際的な活動をささえなければならない。</p> <p>3-3 社会福祉士は、国際社会情勢に関心をもち、精通するよう努めなければならない。</p> |
| IV 専門職としての倫理責任 | IV 専門職としての倫理責任 |
| <p>1. 専門性の向上</p> <p>社会福祉士は、最良の実践を行うため必要な資格を所持し専門性の向上に務めなければ</p> | |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|---|---|
| <p>ならない。</p> <p>1－1 社会福祉士は、研修・情報交換・自主勉強会などの機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>1－2 社会福祉士は、常に自己の専門分野や関連する領域の情報に精通するよう努めなければならない。</p> <p>1－3 社会福祉士は、自らの実践力を明らかにするために、専門性の向上に合わせて必要な資格を取得しなければならない。</p> | |
| <p>2. 専門職の啓発</p> <p>社会福祉士は、本倫理綱領を遵守し、専門職として社会的信用を高めるように努めなければならない。</p> <p>2－1 社会福祉士は、クライアント・他の専門職・市民に社会福祉士であることを名乗り、専門職としての自覚を高めなければならない。</p> <p>2－2 社会福祉士は、自己が獲得し保持している専門的力量をクライアント・他の専門職・市民に適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努めなければならない。</p> <p>2－3 社会福祉士は、個人並びに専門職集団として、責任ある行動をとり、その専門職の役割を啓発するよう努めなければならない。</p> | <p>1. 専門職の啓発</p> <p>1－1 社会福祉士は、対外的に社会福祉士であることを名乗り、専門職としての自覚を高めなければならない。</p> <p>1－2 社会福祉士は、自己が獲得し保持している専門的力量を利用者・市民・他の専門職に客観的に知らせるよう努めなければならない。</p> <p>1－3 社会福祉士は、個人としてだけでなく専門職集団としても、責任ある行動をとり、その専門職の啓発を高めなければならない。</p> |
| <p>3. 信用失墜行為の禁止</p> <p>社会福祉士は、専門職としての信用を失墜する行為をしてはならない。</p> <p>3－1 社会福祉士は、倫理綱領及び行動規範を逸脱する行為をしてはならない。</p> <p>3－2 社会福祉士は、倫理綱領及び行動規範を遵守し、社会的信用を高めるよう行動しなければならない。</p> | <p>2. 信用失墜行為の禁止</p> <p>2－1 社会福祉士は、社会福祉士としての自覚と誇りを持ち、社会的信用を高めるよう行動しなければならない</p> <p>2－2 社会福祉士は、あらゆる社会的不正行為に関わってはならない。</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|--|--|
| <p>4. 社会的信用の保持</p> <p>社会福祉士は、専門職としての社会的信用を保持するために必要な働きかけを相互に行わなければならない。</p> <p>4-1 社会福祉士は、他の社会福祉士の行為が社会的信用を損なう可能性がある場合、その内容や原因を明らかにし、本人に必要な対応を促さなければならない。</p> <p>4-2 社会福祉士は、他の社会福祉士の行為が倫理綱領および行動規範を逸脱するとみなした場合は、本人が所属する社会福祉士会や関係機関などに対して適切な対応を取るよう働きかけなければならない。</p> <p>4-3 社会福祉士は、社会的信用を保持するため、他の社会福祉士と協力してお互いの行為をチェックし、ともに高め合わなければならない。</p> | <p>3. 社会的信用の保持</p> <p>3-1 社会福祉士は、専門職業の社会的信用をそこなうような行為があった場合、行為の内容やその原因を明らかにし、その対策を講じるように努めなければならない。</p> <p>3-2 社会福祉士は、他の社会福祉士が非倫理的な行動をとった場合、必要に応じて関係機関や日本社会福祉士会に対し適切な行動を取るよう働きかけなければならない。</p> <p>3-3 社会福祉士は、信用失墜行為がないように互いに協力し、チェック機能を果たせるよう連携を進めなければならない。</p> |
| <p>5. 専門職の擁護</p> <p>社会福祉士は、専門職として不当な批判を受けることがあれば、連帯してその立場を擁護しなければならない。</p> <p>5-1 社会福祉士は、専門職として日頃から高い倫理観を持って自らを律しなければならない。</p> <p>5-2 社会福祉士は、社会福祉士の専門性に対する不当な批判や扱いに対して、正当性をアピールするなど適切な対応をしなければならない。</p> | <p>4. 専門職の擁護</p> <p>4-1 社会福祉士は、社会福祉士に対する不当な批判や扱いに対し、その不当性を明らかにし、社会にアピールするなど、仲間を支えなければならない。</p> <p>4-2 社会福祉士は、不当な扱いや批判を受けている他の社会福祉士を発見したときは、一致してその立場を擁護しなければならない。</p> <p>4-3 社会福祉士は、社会福祉士として不当な批判や扱いを受けぬよう日頃から自律性と倫理性を高めるために密に連携しなければならない。</p> |
| | <p>5. 専門性の向上</p> <p>5-1 社会福祉士は、研修・情報交換・自</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|---|---|
| | <p>主勉強会等の機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>5-2 社会福祉士は、常に自己の専門分野や関連する領域に関する情報を収集するよう努めなければならない。</p> <p>5-3 社会福祉士は、社会的に有用な情報を共有し合い、互いの専門性向上に努めなければならない。</p> |
| <p>6. 教育・訓練・管理における責務</p> <p>社会福祉士は、専門職として教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の専門性の向上に寄与しなければならない。</p> <p>6-1 社会福祉士は、後進育成にあたっては、対象となる人の人権を尊重しなければならない。</p> <p>6-2 社会福祉士は、研修や事例検討などの企画・実施にあたっては、その効果が最大限になるように努めなければならない。</p> <p>6-3 社会福祉士は、スーパービジョンを行う場合、専門職として公正で誠実な態度で臨み、その機能を積極的に活用して社会福祉士の専門性の向上に寄与しなければならない。</p> <p>6-4 社会福祉士は、業務のアセスメントや人事考課にあたっては、明確な基準に基づいて行い、評価の判断を説明できるようにしておかななければならない。</p> <p>6-5 社会福祉士は、組織マネジメントにあたっては、職員の働きがいを向上させ、クライアントの満足度を高めるようにしなければならない。</p> | <p>6. 教育・訓練・管理における責務</p> <p>6-1 スーパービジョンを担う社会福祉士は、その機能を積極的に活用し、公正で誠実な態度で後進の育成に努め社会的要請に応えなければならない。</p> <p>6-2 コンサルテーションを担う社会福祉士は、研修会や事例検討会等を企画し、効果的に実施するように努めなければならない。</p> <p>6-3 職場のマネジメントを担う社会福祉士は、サービスの質・利用者の満足・職員の働きがいの向上に努めなければならない。</p> <p>6-4 業務アセスメントや評価を担う社会福祉士は、明確な基準に基づき評価の判断をいつでも説明できるようにしなければならない。</p> <p>6-5 社会福祉教育を担う社会福祉士は、次世代を担う人材養成のために、知識と情熱を惜しみなく注がなければならない。</p> |
| <p>7. 調査・研究</p> <p>社会福祉士は、調査・研究を行うにあたっては、その目的、内容、方法などを明らかにし、クライアントを含む研究対象の不利益にならないように、最大限の倫理的配慮を行わなければならない。</p> | <p>7. 調査・研究</p> |

| 社会福祉士の行動規範（改定後） | 社会福祉士の行動規範（改定前） |
|--|--|
| <p>7-1 社会福祉士は、調査・研究を行うにあたっては、日本社会福祉士会が定める研究倫理に関する規程などに示された内容を遵守しなければならない。</p> <p>7-2 社会福祉士は、調査・研究の対象者とその関係者の人権に最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>7-3 社会福祉士は、事例研究などにケースを提供するにあたっては、ケースを特定できないように配慮し、その関係者に対して事前に了解を得なければならない。</p> | <p>7-1 社会福祉士は、社会福祉に関する調査研究を行い、結果を公表する場合、その目的を明らかにし、利用者等の不利益にならないよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>7-2 社会福祉士は、事例研究にケースを提供する場合、人物を特定できないように配慮し、その関係者に対し事前に承認を得なければならない。</p> |
| <p>8. 自己管理</p> <p>社会福祉士は、自らが個人的・社会的な困難に直面する可能性があることを自覚し、日頃から心身の健康の増進に努めなければならない。</p> <p>8-1 社会福祉士は、自身の心身の状態が専門的な判断や業務遂行にどのように影響しているかについて、認識しなければならない。</p> <p>8-2 社会福祉士は、自身が直面する困難が専門的な判断や業務遂行に影響を及ぼす可能性がある場合、クライアントなどに対する支援が適切に継続されるよう、同僚や上司に相談し対応しなければならない。</p> | |

社会福祉士の行動規範（改定案全文）

行動規範は倫理綱領を行動レベルに具体化したものであり、社会福祉士が倫理綱領に基づいて実践するための行動を示してあります。行動規範は、倫理綱領の各項目を総体的に具体化したものと、個別の行動として具体化したもので構成されています。

I. クライアントに対する倫理責任

1. クライアントとの関係

社会福祉士は、クライアントとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用してはならない。

- 1-1 社会福祉士はクライアントに対して、相互の関係は専門的援助関係に基づくものであることを説明しなければならない。
- 1-2 社会福祉士は、クライアントとの専門的援助関係を構築する際には、対等な協力関係を尊重しなければならない。
- 1-3 社会福祉士は、専門職としてクライアントと社会通念上、不適切と見なされる関係を持つてはならない。
- 1-4 社会福祉士は、自分の個人的・宗教的・政治的な動機や利益のために専門的援助関係を利用してはならない。
- 1-5 社会福祉士は、クライアントと利益相反関係になることが避けられないときは、クライアントにその事実を明らかにし、専門的援助関係を終了しなければならない。その場合は、クライアントを守る手段を講じ、新たな専門的援助関係の構築を支援しなければならない。

2. クライアントの利益の最優先

社会福祉士は、業務の遂行に際して、クライアントの意思を尊重し、その利益の最優先を基本にしなければならない。

- 2-1 社会福祉士は、専門職の立場を私的に利用してはならない。
- 2-2 社会福祉士は、クライアントから専門職としての支援の代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。
- 2-3 社会福祉士は、支援を継続できない何らかの理由が生じた場合、必要な支援が継続できるように最大限の努力をしなければならない。

3. 受容

社会福祉士は、クライアントに対する先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容しなければならない。

- 3-1 社会福祉士は、クライアントを尊重し、あるがままに受け止めなければならない。
- 3-2 社会福祉士は、自身の価値観や社会的規範によってクライアントを非難・審判する

ことがあってはならない。

4. 説明責任

社会福祉士は、クライアントが必要とする情報を、適切な方法やわかりやすい表現を用いて提供しなければならない。

- 4-1 社会福祉士は、クライアントの側に立って支援を行うことを伝えなければならない。
- 4-2 社会福祉士は、クライアントが自身の権利について理解できるよう支援しなければならない。
- 4-3 社会福祉士は、クライアントが必要とする情報を十分に説明し、理解できるよう支援しなければならない。
- 4-4 社会福祉士は、自身が行う実践について、クライアントだけでなく第三者からも理解が得られるよう説明できなければならない。

5. クライアントの自己決定の尊重

社会福祉士は、クライアントの自己決定を尊重して支援しなければならない。

- 5-1 社会福祉士は、クライアントが自己決定の権利を有する存在であると認識しなければならない。
- 5-2 社会福祉士は、クライアントが選択の幅を広げることができるように、必要な情報を提供し、社会資源を活用しなければならない。
- 5-3 社会福祉士は、クライアントの自己決定に基づく行動が自己に不利益をもたらしたり、他者の権利を侵害すると想定される場合は、その行動を制限することがあることをあらかじめ伝えなければならない。また、その場合は理由を具体的に説明しなければならない。

6. 参加の促進

社会福祉士は、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進しなければならない。

- 6-1 社会福祉士は、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動の局面への関与や参加から排除されがちな現状について認識しなければならない。
- 6-2 社会福祉士は、クライアントの関与と参加を促進するために、クライアントの自尊心と能力を高めるよう働きかけなければならない。
- 6-3 社会福祉士は、クライアントの関与と参加に向けて、必要な情報や社会資源を提供したり、機会やプロセスを形成することに貢献しなければならない。

7. クライアントの意思決定への対応

社会福祉士は、クライアントの利益と権利を擁護するために、最善の方法を用いて意思決定を支援しなければならない。

- 7-1 社会福祉士は、クライアントを意思決定の権利を有する存在として認識しなければならない。
- 7-2 社会福祉士は、クライアントの意思決定能力をアセスメントしなければならない。
- 7-3 社会福祉士は、クライアントの意思決定のためにクライアントの特性や状況を理解し、その特性や状況に応じた最善の方法を用いなければならない。

8. プライバシーの尊重と秘密の保持

社会福祉士は、クライアントのプライバシーを尊重し、秘密を保持しなければならない。

- 8-1 社会福祉士は、クライアントが自らのプライバシーの権利を認識できるように働きかけなければならない。
- 8-2 社会福祉士は、クライアントの情報を収集する場合、クライアントの同意を得なければならない。ただし、合理的な理由がある場合（生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合など）は、この限りではない。
- 8-3 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。
- 8-4 社会福祉士は、合理的な理由がある場合を除き、クライアントの同意を得ることなく収集した情報を使用してはならない。
- 8-5 社会福祉士は、クライアントのプライバシーや秘密の取り扱いに関して、敏感かつ慎重でなければならない。
- 8-6 社会福祉士は、業務中であるか否かにかかわらず、また業務を退いた後も、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持しなければならない。
- 8-7 社会福祉士は、記録の取り扱い（収集・活用・保存・廃棄）について、クライアントのプライバシーや秘密に関する情報が漏れないよう、慎重に対応しなければならない。

9. 記録の開示

社会福祉士は、クライアントから開示の要求があった場合は、原則として記録を開示しなければならない。

- 9-1 社会福祉士は、クライアントが記録の閲覧を希望した場合は、特別な理由なくそれを拒んではならない。
- 9-2 社会福祉士は、クライアント自身やクライアントを取り巻く環境の安全が脅かされると想定する場合は、その限りではない。

10. 差別や虐待の禁止

社会福祉士は、クライアントに対していかなる差別や虐待も行ってはならない。

- 10-1 社会福祉士は、クライアントに対して肉体的・精神的苦痛や損害を与えてはならない。

- 10-2 社会福祉士は、差別や虐待を受けている可能性があるクライアントを発見した場合、すみやかに対応しなければならない。
- 10-3 社会福祉士は、差別や虐待について正しい知識を得るようにしなければならない。
- 10-4 社会福祉士は、クライアントが差別や虐待の状況を認識できるよう働きかけなければならない。

11. 権利擁護

社会福祉士は、クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進しなければならない。

- 11-1 社会福祉士は、クライアントの権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。
- 11-2 社会福祉士は、クライアントの権利が擁護されるよう、環境に働きかけなければならない。
- 11-3 社会福祉士は、クライアントの権利擁護について積極的に啓発しなければならない。
- 11-4 社会福祉士は、クライアントが自身の権利を自覚し、適切に行使できるよう支援しなければならない。

12. 情報処理技術の適切な使用

社会福祉士は、業務を遂行するにあたり情報処理技術を適切に使用しなければならない。

- 12-1 社会福祉士は、クライアントの権利を擁護するために、情報リテラシーを高める必要があることを自覚しなければならない。
- 12-2 社会福祉士は、情報処理に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない。
- 12-3 社会福祉士は、各種の情報媒体を適切に利用し、必要な情報を収集・整理し、活用しなければならない。
- 12-4 社会福祉士は、情報処理技術（デジタル化された情報、デジタル・ネットワークを活用した情報の収集・拡散を含む）が、クライアントの権利を侵害することがないよう、細心の注意を払わなければならない。
- 12-5 社会福祉士は、クライアントの情報を電子媒体などにより取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。また、クライアントの個人情報情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。
- 12-6 社会福祉士は、クライアントが SNS の利用などにより権利を侵害された場合は、情報処理技術や法律などの専門職と連携して、その回復に努めなければならない。

II 組織・職場に対する倫理責任

1. 最良の実践を行う責務

社会福祉士は、所属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の実践を行わなければならない。

1-1 社会福祉士は、所属する組織・職場における専門職としての使命と職責を認識しなければならない。

1-2 社会福祉士は、本倫理綱領に基づき、所属する組織・職場における専門職としての職責を果たさなければならない。

2. 同僚などへの敬意

社会福祉士は、同僚や上司・部下の職責や専門性の違いを尊重し、敬意を払って接しなければならない。

2-1 社会福祉士は、同僚や上司・部下の職責を理解し、所属する組織・職場での意思疎通が円滑に行われるよう働きかけなければならない。

2-2 社会福祉士は、同僚や上司・部下の専門性を尊重し、連携・協働を図らなければならない。

3. 倫理綱領の理解の促進

社会福祉士は、自らが所属する組織・職場において本倫理綱領および行動規範が適切に理解されるよう働きかけなければならない。

3-1 社会福祉士は、所属する組織・職場において本倫理綱領に基づいた実践を行うことによって、専門性を示さなければならない。

4. 倫理的実践の推進

社会福祉士は、組織・職場において、本倫理綱領に基づいた倫理的実践を推進しなければならない。

4-1 社会福祉士は、所属する組織・職場の方針、規則、手続き、業務命令などを本倫理綱領に沿って適切かどうかを把握しなければならない。

4-2 社会福祉士は、所属する組織・職場の方針、規則、手続き、業務命令などが本倫理綱領に反する場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図らなければならない。

5. 組織内アドボカシーの促進

社会福祉士は、組織・職場におけるあらゆる虐待、差別的・抑圧的な行為、ハラスメントを認めてはならない。

5-1 社会福祉士は、組織・職場においてあらゆる虐待、差別的・抑圧的な行為、ハラスメントを認めた場合は、それらの行為が迅速かつ適切に解消するよう対応しなければならない。

5-2 社会福祉士は、組織・職場においてあらゆる虐待、差別的・抑圧的な行為、ハラスメ

ントを防止するための周知・啓発を行い、同僚などへの権利擁護を実現しなければならない。

6. 組織改革

社会福祉士は、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能をアセスメントし、必要な改革を図らなければならない。

6-1 社会福祉士は、人々や地域社会のニーズ、社会状況の変化をアセスメントしなければならない。

6-2 社会福祉士は、人々や地域社会のニーズ、社会状況の変化に照らして組織・職場の機能をアセスメントしなければならない。

6-3 社会福祉士は、組織・職場の機能が人々や地域社会のニーズ、社会状況の変化に対応していない場合には、必要な組織改革を行わなければならない。

Ⅲ 社会に対する倫理責任

1. ソーシャル・インクルージョン

社会福祉士は、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などを認識した場合は、専門的な視点と方法により、解決に努めなければならない。

1-1 社会福祉士は、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに専門的な視点から関心を持たなければならない。

1-2 社会福祉士は、専門的な視点と方法により、クライアントの状況とニーズを社会に発信し、ソーシャル・インクルージョンの実現に努めなければならない。

2. 社会への働きかけ

社会福祉士は、人権と社会正義が守られるよう、人々とともに社会に働きかけなければならない。

2-1 社会福祉士は、社会における人権と社会正義の状況に関心を持たなければならない。

2-2 社会福祉士は、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々が主体的に社会の政策・制度の形成に参加し、互恵的な社会が実現されるよう支援しなければならない。

2-3 社会福祉士は、集団の有する力を認識し、人権と社会正義の実現のために、人と環境の双方に働きかけなければならない。

3. グローバル社会への働きかけ

社会福祉士は、人権と社会正義に関する課題についてグローバル社会に働きかけなければならない。

3-1 社会福祉士は、グローバル社会の情勢に関心を持たなければならない。

- 3-2 社会福祉士は、グローバル社会における文化的社会的差異を認識し、多様性を尊重しなければならない。
- 3-3 社会福祉士は、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などによる差別、抑圧、支配などをなくすためのソーシャルワーカーの国際的な活動に連帯しなければならない。

IV 専門職としての倫理責任

1. 専門性の向上

社会福祉士は、最良の実践を行うため必要な資格を所持し専門性の向上に務めなければならない。

- 1-1 社会福祉士は、研修・情報交換・自主勉強会などの機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。
- 1-2 社会福祉士は、常に自己の専門分野や関連する領域の情報に精通するよう努めなければならない。
- 1-3 社会福祉士は、自らの実践力を明らかにするために、専門性の向上に合わせて必要な資格を取得しなければならない。

2. 専門職の啓発

社会福祉士は、本倫理綱領を遵守し、専門職として社会的信用を高めるように努めなければならない。

- 2-1 社会福祉士は、クライアント・他の専門職・市民に社会福祉士であることを名乗り、専門職としての自覚を高めなければならない。
- 2-2 社会福祉士は、自己が獲得し保持している専門的力量をクライアント・他の専門職・市民に適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努めなければならない。
- 2-3 社会福祉士は、個人並びに専門職集団として、責任ある行動をとり、その専門職の役割を啓発するよう努めなければならない。

3. 信用失墜行為の禁止

社会福祉士は、専門職としての信用を失墜する行為をしてはならない。

- 3-1 社会福祉士は、倫理綱領及び行動規範を逸脱する行為をしてはならない。
- 3-2 社会福祉士は、倫理綱領及び行動規範を遵守し、社会的信用を高めるよう行動しなければならない。

4. 社会的信用の保持

社会福祉士は、専門職としての社会的信用を保持するために必要な働きかけを相互に行わなければならない。

- 4-1 社会福祉士は、他の社会福祉士の行為が社会的信用を損なう可能性がある場合、その内容や原因を明らかにし、本人に必要な対応を促さなければならない。
- 4-2 社会福祉士は、他の社会福祉士の行為が倫理綱領および行動規範を逸脱するとみなした場合は、本人が所属する社会福祉士会や関係機関などに対して適切な対応を取るよう働きかけなければならない。
- 4-3 社会福祉士は、社会的信用を保持するため、他の社会福祉士と協力してお互いの行為をチェックし、ともに高め合わなければならない。

5. 専門職の擁護

社会福祉士は、専門職として不当な批判を受けることがあれば、連帯してその立場を擁護しなければならない。

- 5-1 社会福祉士は、専門職として日頃から高い倫理観を持って自らを律しなければならない。
- 5-2 社会福祉士は、社会福祉士の専門性に対する不当な批判や扱いに対して、正当性をアピールするなど適切な対応をしなければならない。

6. 教育・訓練・管理における責務

社会福祉士は、専門職として教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の専門性の向上に寄与しなければならない。

- 6-1 社会福祉士は、後進育成にあたっては、対象となる人の人権を尊重しなければならない。
- 6-2 社会福祉士は、研修や事例検討などの企画・実施にあたっては、その効果が最大限になるように努めなければならない。
- 6-3 社会福祉士は、スーパービジョンを行う場合、専門職として公正で誠実な態度で臨み、その機能を積極的に活用して社会福祉士の専門性の向上に寄与しなければならない。
- 6-4 社会福祉士は、業務のアセスメントや人事考課にあたっては、明確な基準に基づいて行い、評価の判断を説明できるようにしておかななければならない。
- 6-5 社会福祉士は、組織マネジメントにあたっては、職員の働きがいを向上させ、クライアントの満足度を高めるようにしなければならない。

7. 調査・研究

社会福祉士は、調査・研究を行うにあたっては、その目的、内容、方法などを明らかにし、クライアントを含む研究対象の不利益にならないように、最大限の倫理的配慮を行わなければならない。

- 7-1 社会福祉士は、調査・研究を行うにあたっては、日本社会福祉士会が定める研究倫理に関する規程などに示された内容を遵守しなければならない。

7-2 社会福祉士は、調査・研究の対象者とその関係者の人権に最大限の配慮をしなければならない。

7-3 社会福祉士は、事例研究などにケースを提供するにあたっては、ケースを特定できないように配慮し、その関係者に対して事前に了解を得なければならない。

8. 自己管理

社会福祉士は、自らが個人的・社会的な困難に直面する可能性があることを自覚し、日頃から心身の健康の増進に努めなければならない。

8-1 社会福祉士は、自身の心身の状態が専門的な判断や業務遂行にどのように影響しているかについて、認識しなければならない。

8-2 社会福祉士は、自身が直面する困難が専門的な判断や業務遂行に影響を及ぼす可能性がある場合、クライアントなどに対する支援が適切に継続されるよう、同僚や上司に相談し対応しなければならない。

公益社団法人 日本社会福祉士会

2020年度臨時総会

第1号承認

財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書

JACSW

「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」について

公益社団法人日本社会福祉士会 副会長
財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム 委員長
中島 康晴

2019年度都道府県社会福祉士会会長会議において、財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けて日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会が一体となって取り組むこととしました。そして、このことを協議する場として「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム」を立ち上げることが承認されました。この度、合計7回のプロジェクトチームによる会議を終了し、理事会の承認を経て、今後取り組むべき事項を「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」(以下、「提案書」という)として取りまとめましたので、ご承認をお願いいたします。

なお、当提案書は、本臨時総会において承認されたのちに、2022年度の本格実施に向け、2021年度より準備を行い、可能なものから先行実施していく予定です。提案書の内容が確実に実行され、その成果を上げていくためにも、全国的に一枚岩となる展開が求められると考えます。正会員の皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクト最終報告 「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」(案)

はじめに

当プロジェクトチームは、2019年度都道府県社会福祉士会会長会議（以下、「会長会議」という）において、財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けて日本社会福祉士会（以下、「日士会」という）と都道府県社会福祉士会（以下、「県士会」という）が一体となって取り組むこととし、このことを協議する場として承認され設置されました。

この度、合計7回の会議を終了し、今後、日士会と県士会が連合体として取り組むべき事項をとりまとめましたので、以下の通りご提案します。

1 構成メンバー及び会議日程

別紙1をご参照下さい。

2 プロジェクトについて

(1) プロジェクトチーム及びプロジェクトの目的

プロジェクトは、県士会の財政基盤の確保及び事務局体制の強化を図ることを目的とし、プロジェクトチームはそのための具体的な対策と実行計画を「提案書」としてまとめ、2020年6月開催の日士会の通常総会に報告することを目的とした。しかし、コロナ禍による総会の中止やプロジェクト会議の延期があり、2021年3月に開催する日士会の臨時総会への報告を目指すこととした。

(2) 検討の経緯

3回のプロジェクト会議を経て「中間報告」をとりまとめ、県士会に報告し意見募集を実施した。その結果、8県士会から30件のご意見をいただいた。いただいたご意見を第4回から第6回までの会議で協議を重ね、「最終報告(案)」をとりまとめ県士会に報告した。その後さらに、県士会からの意見を募集し、7県士会から22件のご意見を頂き、第7回会議で協議のうえ「最終報告」を策定した。

(3) 「提案書」の取扱いと検証について

2021年3月の日士会の臨時総会において施行が承認された事項については、日士会が2021年度より着手可能なものから実施を進めるとともに、県士会においても、2022年度の本格実施（本予算化）に向けて、2021年度に十分な準備をしていたきたい。また、施行1年後を目安に日士会は理事会で検証を行い、直近の日士会の総会に報告すること、必要があれば、再度、新たなプロジェクトチームを立ち上げることを提案する。

3 今後取り組むべき事項の提案

プロジェクトチームは、財政基盤の確保及び事務局体制の強化のためには組織率を高めることが最も重要であると共通認識し、このことを軸に検討を進めた。

(1) 入会促進及び退会抑制について

組織を強化するためには若年層の入会促進に留まらず、若年層が中心的な活動を行うことが求められる。そのためには若年層が参加しやすい活動・研修を組むことや、若年層の育成（キャリアアップ）を考えていく必要がある。このことが入会促進のみならず、退会抑制にもつながる。

入会促進及び退会抑制においては、単一の方法で画期的な成果が望めるというものではなく、いくつかのメニューを用意し、複合的に働きかけることが効果的である。メニューとしては、若年層の入会費及び年会費の免除、入会促進のためのパンフレットの作成や研修内容の充実が挙げられる。また、本プロジェクトチームでは、夫婦会員等の家族割引制度を導入することもその一つであるとの意見があった。

①若年層の入会金及び年会費の免除

社会福祉士登録年度に県士会へ入会するためには、社会福祉士登録料、県士会入会金、県士会年会費と概ね 50,000 円程度要することから、特に若年層を対象に入会金及び年会費の免除を全国的に展開することを協議した。協議の結果として、30 歳以下を対象（2018 年度実績で 476 名）に入会金及び年会費を入会年度に限り無料とし、これを 3 年間試行しその効果を検証することを提案する。なお、免除する額の負担については、県士会と日士会で同額負担とする。

（負担イメージは別紙 2 参照）

また県士会においては会費規則等の変更及び都道府県の所管部署（担当者）への説明が必要となることから、県士会における会費規則等を変更する際の参考例及び若年層にのみ会費等を減免することの「正当な事由」例を別紙 3 において示すこととする。

②組織拡大をコンセプトとした全国共通の入会促進パンフレットの作成

入会率の比較的高い県士会に実施したヒヤリング結果（別紙 4 参照）では、個別の声かけが入会促進に効果的であることが伺えた。そこで、個々の会員が組織を拡大することの必要性を認識し声かけを活発化すること、また、声かけ時に利用できるコンセプトを明確にした全国共通のパンフレットを日士会が作成することを提案する。

③遠隔研修の充実

新型コロナウイルスの影響のみならず、災害時や子育て・介護、また離島や山間部に住んでいることなどによっても、研修に参加ができない会員が存在する。このような観点からは、遠隔研修の充実は欠かせない。e-ラーニングコンテンツの充実と同時双方向性を担保した遠隔会議システムによる研修体制を確立していく必要がある。そこで日士会と県士会が連携・協同して、すべての県士会で遠隔研修実施体制が確立できるよう、例えば日士会が全国へ講義をオンライン配信し県士会が地域の特性をふまえた演習等を行うなどの実質的な検討に着手することを提案する。

(2) 事務局業務の支援

事務局業務に関しては、事務局職員情報交流連絡会（2019 年 12 月 7 日開催）

の機会を活用し、各県士会の事務局職員に対して任意のアンケート調査を行った。さらに、47 県士会の事務局職員に対し、同様のアンケートを実施した。そこでは、以下のような、事務局職員が感じている業務遂行上の困難が表出されている。

- ・ 会員管理・会費請求業務に対する業務量の多さ。
- ・ オンライン会議・研修方法の導入が求められているがその方法が不明瞭である点。
- ・ ぱあとなあ報告書の取りまとめ・入力等作業の業務負担。
- ・ 経理に関する知識が不足していること。
- ・ 会員からの苦情に対する時間・労力・精神的負担。
- ・ 理事・委員会とのコミュニケーションの不足。
- ・ 役割分担と責任所在が不明瞭である点。

これらの結果も参考に協議を行った。

① 会員管理事務・会費徴収事務委託契約の任意化

連合体組織へ移行後、会員管理事務・会費徴収事務は県士会業務と位置づけ、期限を設定して委託契約の解除を進めてきたが、プロジェクトチームでは県士会事務局負担の実態を考慮すべきとの意見が多くを占め、県士会の要望にもとづき日士会が委託事務を継続すべきとなった。そこで、会員管理・会費徴収事務の事務委託契約については、県士会の意向にもとづき任意とすることを提案する。

② オンライン会議・研修方法の確立の検討

これは他の項目（「遠隔研修の充実」「インターネット媒体の活用」）とも重複する事項ではあるが、e-ラーニングや Zoom 等を活用した研修・会議の方法を検討するにあたり、システムの導入と規程の整備等については、日士会が主導的に取り組んでいくことを提案する。

③ ぱあとなあ報告書のオンライン化の検討

2 月度に多量の報告書をチェックする際に、オンラインによって情報の取りまとめ及び入力事務が円滑にできるようシステムの導入の検討を行うことを提案する。

④ 「経理」と「バーンアウト防止」にかかる研修会及び業務相談の機会の創出

県士会事務局職員を対象として、会計にかかる研修会及びクレーム対応等によるバーンアウトを防止するための研修会を年に一度開催することを提案する。これに加えて、事務局職員が、現前の業務における課題の共有や具体的な相談ができる仕組みを検討してはどうかと考える。具体的には以下の二点を提案する。

- ・ 県士会事務局の取り組みを共有することを目的に、事務局業務を実質的に中心となって担っている者による「事務局代表者会議」を開催すること。
- ・ 上記研修会などに付随させて事務局職員が、業務遂行上の具体的な困難について相談できる機会を設けること。

また本プロジェクトチームでは、このような会員等からの苦情やクレームに際して、書式を定めることによって文書での提出を求める方法や顧問弁護士の活用などの方法があることの情報提供され、このような情報を共有していく

ことの重要性を確認した。

(3) 内外に向けた情報発信力の強化

日士会及び県士会の活動を発信することは、日士会及び県士会の活動を対外的のみならず会員にも示すことになり、そのことよって県士会への帰属意識や会員としてのアイデンティティを高め、結果的に入会促進や退会抑制にもつながると考えられる。そればかりではなく、本プロジェクトでは、このような情報発信の強化が、「第三期中期計画（2019～2023年度）」にも位置づけられている社会福祉士の「実質的な業務独占の獲得」と「必置の拡大」や認定社会福祉士の制度的任用の確立にも連なる点を確認した。

①情報発信の強化

日士会及び県士会は会員や関係各所に向けて、SNS等のインターネット媒体を活用した情報発信やマスメディアを活用した内外への情報発信を強化することを提案する。

②シンクタンクと政策提言機能の充実

様々な領域に任用等を働きかけるためには、無資格者と対比した際の社会福祉士及び認定社会福祉士の有意性を示すエビデンスを集積する必要がある。そしてこれらを明らかとする調査研究に積極的に取り組む必要がある。日士会は、専門家等の人材を確保のうえ、県士会と連携してエビデンスを収集し、シンクタンク機能を充実させ政策提言機能を高めることを提案する。

(4) 財政にかかる事項

小規模県士会への財政的な支援については、小規模の定義（線引き）が難しいこと、また機械的に財政支援をするのではなく、個別の事業について支援する方が適切との意見が多くをしめた。

①県士会への財政支援について

現在日士会では、県士会に対する貸付制度が存在する。しかし、それ以外にも給付や助成をしていく仕組みをつくることを提案する。例えば以下のような助成制度を検討することが考えられる。

- 1) 県士会が入会促進・退会抑制のキャンペーンを実施する際にかかる費用の補填
- 2) 災害時等における運営費の補填
- 3) 委託事業を受託する際の導入費の補填
- 4) オンラインによる研修システムの導入費の補填

②eラーニング負担金について

eラーニング負担金については、現状の一律金額による負担と会員数による傾斜配分への見直しの両論があった。eラーニングの普及とコンテンツの充実が重要であることは共通認識であったが、現行の一律負担金は維持することとなった。

③インターネット媒体の活用

日士会及び県士会は会議に Skype や ZOOM の導入を推進することや、クラウド等を活用し資料のペーパーレス化、研修申込をホームページで行えるように

するなど、デジタル化を推進することを提案する。デジタル化の推進に当たっては日士会が県士会へマニュアルを提供するなど、推進役を務めることが必要である。なお、このことが経費の節減とともに事務局職員の負担軽減にも繋がると考える。

④財源について（経費の削減について）

日士会の旅費交通費については、総会や会長会議は対面式で行うことが望ましいが、それ以外の理事会・委員会活動については、50%ほどを遠隔会議にすることは可能と考えられる。

またニュースのメルマガ化によって一定程度の経費の削減を検討することが考えられる。紙媒体のニュースについては、なかには開封されずに放置されている実態も散見されるため、電子媒体による情報発信を多頻度で行う方が情報共有には効果が見込めるとの意見があった。なお、紙媒体を継続して希望する会員については送付を継続するが、そのことを周知すること自体に工夫が必要となる。

日士会の旅費交通費とニュースのメルマガ化による経費の削減を行いその費用を上記の活動に投入することを提案する。（別紙 5 参照）

4 提案事項のまとめ

上述の「今後取り組むべき事項」について、2021 年度から着手すべき事項と 2022 年度本格実施に向けて準備を進める事項に分けてまとめると、次のとおりまとめる。

<2021 年度から着手すべき事項>

- ①全国共通の入会促進パンフレットを日士会が作成すること
- ②日士会と県士会が協同して、すべての県士会において遠隔研修実施体制を確立できるよう実務的な検討に着手すること
- ③会員管理及び会費徴収事務の委託契約を任意とすること
- ④ぱあとなあ報告書のオンライン化を検討すること
- ⑤事務局業務を実質的に中心となって担っている者による「事務局代表者会議」を開催すること
- ⑥日士会は人材を確保の上、県士会と連携してシンクタンクと政策提言機能を充実させること
- ⑦日士会が推進役となり、インターネットの活用方法（情報発信、経費節減など）を検討すること

<2022 年度本格実施に向けて準備をすべき事項>

- ①全国一斉に若年層の入会金及び年会費を初年度に限り免除する制度を 3 年間試行し、入会促進のキャンペーンを実施すること（負担は日士会と県士会の同額負担）
- ②事務局職員に向けた「経理」と「苦情への対応とバーンアウト防止」にかかる研修会を開催するとともに業務遂行上の具体的な困難について相談できる機会を設けること
- ③日士会は県士会への助成制度を新設すること

- ④日士会は理事会等会議のオンライン化やニュースのメルマガ化を検討し、提案事項の財源を確保すること
- ⑤取り組むことを決定した事項については1年後の検証を行うこと

5 提案を実行する際の留意事項

本提案は、第三期中期計画と関連づけて進めていくこととし、総会・会長会議等においても進捗確認を行うこととする。

研修・会議・広報・ぱあとなあ報告におけるオンライン化・ペーパーレス化を進める際には、「情報弱者」への配慮をはかりつつ進めていくこととする。

おわりに

当プロジェクトチームからの提案は以上であるが、第7回プロジェクト会議後に届いた県士会の意見に、社会福祉士の「地位向上と業務拡大を通じて所得の向上を」という指摘があった。社会福祉士としての専門性の向上と社会福祉士が安心して社会的責務に取り組める待遇を求めていくことは、専門職団体における本来の役割であり、当プロジェクトチームの提案は、こうしたことを推進するための一つの取り組みである点を付言しておく。

組織基盤の確保と事務局体制の強化は、各県士会及び連合体組織としての日士会が組織活動を発展充実させるために常に検討を重ねる事項である。今回の提案の多くが県士会の同意を得て実施されること、またその検証を経て新たな提案・実施が継続的になされることを期待する。

構成メンバー及び協議スケジュール

■構成メンバー（○：委員長）

| 都道府県 | 氏名（敬称略） | 役職 |
|------------|---------|------|
| 山形県社会福祉士会 | 鈴木 一成 | 理事長 |
| 神奈川県社会福祉士会 | 山下 康 | 会長 |
| 長野県社会福祉士会 | 萱津 公子 | 会長 |
| 愛知県社会福祉士会 | 前田 修 | 会長 |
| 京都社会福祉士会 | 福富 昌城 | 会長 |
| 鳥取県社会福祉士会 | 河津 薫 | 会長 |
| 香川県社会福祉士会 | 岡崎 昌枝 | 会長 |
| 佐賀県社会福祉士会 | 田代 典久 | 事務局長 |
| 日本社会福祉士会 | 島崎 義弘 | 理事 |
| ○ 日本社会福祉士会 | 中島 康晴 | 副会長 |

■協議スケジュール

| 日程 | 協議 |
|----------------|----------------|
| 2019年11月10日(日) | 第1回プロジェクトチーム会議 |
| 12月22日(日) | 第2回プロジェクトチーム会議 |
| 2020年 1月12日(日) | 第3回プロジェクトチーム会議 |
| 5月10日(日) | 第4回プロジェクトチーム会議 |
| 6月27日(土) | 第5回プロジェクトチーム会議 |
| 8月30日(日) | 第6回プロジェクトチーム会議 |
| 12月13日(日) | 第7回プロジェクトチーム会議 |

入会初年度の入会金及び年会費を免除した場合の試算（2019年度の入会者実績をベースに試算）

※2019年4月1日から2020年3月31日の間に入会し、かつ1989年4月1日以降の誕生日の会員を対象とした。

(単位：円)

| 県土会 | 2019年度実績 | | | | | 30歳以下入会金・年会費なしの場合の収入減額 | | | |
|------|----------|-------|--------|-----------|-----------|------------------------|-----------|-----------|-------------------|
| | 入会者人数 | 入会金 | 年会費 | 日士会会費収入 | 県士会会費収入 | 収入減の総額 | 日士会負担 | 県士会負担 | 日士会から県士会への送金額（参考） |
| 北海道 | 18 | 0 | 15,000 | 90,000 | 180,000 | 270,000 | 135,000 | 135,000 | 45,000 |
| 青森県 | 7 | 5,000 | 10,000 | 35,000 | 70,000 | 105,000 | 52,500 | 52,500 | 17,500 |
| 岩手県 | 9 | 5,000 | 15,000 | 45,000 | 135,000 | 180,000 | 90,000 | 90,000 | 45,000 |
| 宮城県 | 8 | 5,000 | 10,000 | 40,000 | 80,000 | 120,000 | 60,000 | 60,000 | 20,000 |
| 秋田県 | 6 | 0 | 15,000 | 30,000 | 60,000 | 90,000 | 45,000 | 45,000 | 15,000 |
| 山形県 | 3 | 5,000 | 17,000 | 15,000 | 51,000 | 66,000 | 33,000 | 33,000 | 18,000 |
| 福島県 | 14 | 0 | 15,000 | 70,000 | 140,000 | 210,000 | 105,000 | 105,000 | 35,000 |
| 茨城県 | 11 | 5,000 | 13,000 | 55,000 | 143,000 | 198,000 | 99,000 | 99,000 | 44,000 |
| 栃木県 | 2 | 2,000 | 13,000 | 10,000 | 20,000 | 30,000 | 15,000 | 15,000 | 5,000 |
| 群馬県 | 3 | 5,000 | 10,000 | 15,000 | 30,000 | 45,000 | 22,500 | 22,500 | 7,500 |
| 埼玉県 | 8 | 5,000 | 13,000 | 40,000 | 104,000 | 144,000 | 72,000 | 72,000 | 32,000 |
| 千葉県 | 9 | 5,000 | 10,000 | 45,000 | 90,000 | 135,000 | 67,500 | 67,500 | 22,500 |
| 東京都 | 18 | 5,000 | 15,000 | 90,000 | 270,000 | 360,000 | 180,000 | 180,000 | 90,000 |
| 神奈川県 | 20 | 5,000 | 14,000 | 100,000 | 280,000 | 380,000 | 190,000 | 190,000 | 90,000 |
| 新潟県 | 18 | 5,000 | 15,000 | 90,000 | 270,000 | 360,000 | 180,000 | 180,000 | 90,000 |
| 富山県 | 6 | 5,000 | 14,000 | 30,000 | 84,000 | 114,000 | 57,000 | 57,000 | 27,000 |
| 石川県 | 9 | 5,000 | 15,000 | 45,000 | 135,000 | 180,000 | 90,000 | 90,000 | 45,000 |
| 福井県 | 3 | 5,000 | 10,000 | 15,000 | 30,000 | 45,000 | 22,500 | 22,500 | 7,500 |
| 山梨県 | 8 | 5,000 | 13,000 | 40,000 | 104,000 | 144,000 | 72,000 | 72,000 | 32,000 |
| 長野県 | 15 | 5,000 | 10,000 | 75,000 | 150,000 | 225,000 | 112,500 | 112,500 | 37,500 |
| 岐阜県 | 7 | 3,000 | 10,000 | 35,000 | 56,000 | 91,000 | 45,500 | 45,500 | 10,500 |
| 静岡県 | 13 | 5,000 | 10,000 | 65,000 | 130,000 | 195,000 | 97,500 | 97,500 | 32,500 |
| 愛知県 | 9 | 5,000 | 16,000 | 45,000 | 144,000 | 189,000 | 94,500 | 94,500 | 49,500 |
| 三重県 | 4 | 0 | 8,000 | 20,000 | 12,000 | 32,000 | 16,000 | 16,000 | -4,000 |
| 滋賀県 | 3 | 5,000 | 15,000 | 15,000 | 45,000 | 60,000 | 30,000 | 30,000 | 15,000 |
| 京都府 | 11 | 6,000 | 15,000 | 55,000 | 176,000 | 231,000 | 115,500 | 115,500 | 60,500 |
| 大阪府 | 22 | 5,000 | 16,000 | 110,000 | 352,000 | 462,000 | 231,000 | 231,000 | 121,000 |
| 兵庫県 | 10 | 5,000 | 17,000 | 50,000 | 170,000 | 220,000 | 110,000 | 110,000 | 60,000 |
| 奈良県 | 0 | 0 | 16,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 和歌山県 | 1 | 0 | 15,000 | 5,000 | 10,000 | 15,000 | 7,500 | 7,500 | 2,500 |
| 鳥取県 | 1 | 5,000 | 15,000 | 5,000 | 15,000 | 20,000 | 10,000 | 10,000 | 5,000 |
| 島根県 | 7 | 5,000 | 15,000 | 35,000 | 105,000 | 140,000 | 70,000 | 70,000 | 35,000 |
| 岡山県 | 6 | 5,000 | 15,000 | 30,000 | 90,000 | 120,000 | 60,000 | 60,000 | 30,000 |
| 広島県 | 6 | 5,000 | 14,000 | 30,000 | 84,000 | 114,000 | 57,000 | 57,000 | 27,000 |
| 山口県 | 3 | 5,000 | 15,000 | 15,000 | 45,000 | 60,000 | 30,000 | 30,000 | 15,000 |
| 徳島県 | 1 | 5,000 | 15,000 | 5,000 | 15,000 | 20,000 | 10,000 | 10,000 | 5,000 |
| 香川県 | 3 | 5,000 | 15,000 | 15,000 | 45,000 | 60,000 | 30,000 | 30,000 | 15,000 |
| 愛媛県 | 6 | 5,000 | 15,000 | 30,000 | 90,000 | 120,000 | 60,000 | 60,000 | 30,000 |
| 高知県 | 4 | 5,000 | 15,000 | 20,000 | 60,000 | 80,000 | 40,000 | 40,000 | 20,000 |
| 福岡県 | 22 | 5,000 | 15,000 | 110,000 | 330,000 | 440,000 | 220,000 | 220,000 | 110,000 |
| 佐賀県 | 30 | 5,000 | 11,000 | 150,000 | 330,000 | 480,000 | 240,000 | 240,000 | 90,000 |
| 長崎県 | 3 | 5,000 | 15,000 | 15,000 | 45,000 | 60,000 | 30,000 | 30,000 | 15,000 |
| 熊本県 | 8 | 5,000 | 15,000 | 40,000 | 120,000 | 160,000 | 80,000 | 80,000 | 40,000 |
| 大分県 | 3 | 5,000 | 13,000 | 15,000 | 39,000 | 54,000 | 27,000 | 27,000 | 12,000 |
| 宮崎県 | 5 | 5,000 | 15,000 | 25,000 | 75,000 | 100,000 | 50,000 | 50,000 | 25,000 |
| 鹿児島県 | 1 | 5,000 | 15,000 | 5,000 | 15,000 | 20,000 | 10,000 | 10,000 | 5,000 |
| 沖縄県 | 8 | 5,000 | 15,000 | 40,000 | 120,000 | 160,000 | 80,000 | 80,000 | 40,000 |
| (合計) | | | | 1,960,000 | 5,144,000 | 7,104,000 | 3,552,000 | 3,552,000 | 1,592,000 |

入会金及び年会費減免における規則等改正について

1 各正会員の所管部署への説明について

認定法第5条14のイ「社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。」が規定されている。そのため、「不当な条件を付していない」こと、つまり今回の入会金及び年会費の改正について「正当な事由」を用意しておく必要がある。「正当な事由」としては次の内容を参考にしていきたい。

「大学を卒業し間もない若年層は収入が少なく、かつ試験合格時は社会福祉士登録費用（登録免許税 15,000 円、登録手数料 4,050 円）もかかることから、そのことを考慮し、入会年度に限り会費を減免する。」

なお、認定法の当規定は会費を平等（等しい会費）にすることを求めているのではなく、不当な高額設定等を退けるためであり、現に種別等によって異なる会費を設定することは認められている。ただし、都道府県では所管部署の担当者に裁量があることから改正前に打診しておくほうが無難と考えられる。

2 規則改正について

多くの正会員は規則（総会決議）において会費を定めていると考えられる。今回の場合、次のような条文（下線部）を新たに設けることが考えられる。

<例（イメージ）>

第〇条 正会員の入会金は、〇〇〇〇円とする。

2 入会年度において、満30歳を超えない者は入会金を免除する。

第〇条 本会の正会員の年会費は、〇〇〇〇〇円とする。

2 入会年度において、満30歳を超えない者は当該年度の年会費を免除する。

入会促進についてのヒヤリング調査結果

◇調査目的

会員数増加率が高い都道府県社会福祉士会の入会促進のための取組みを調査し、その調査結果を都道府県社会福祉士会の入会促進の参考とするため。

◇調査対象

7 都道府県社会福祉士会(青森、岩手、福島、東京、静岡、兵庫、長崎)
会員数 600 名以上かつ、2015 年～2019 年の年度別増減比率の平均が 3%以上の都道府県社会福祉士会の事務局を対象とした。

◇調査方法

電話によるヒヤリング

◇調査期間

2019 年 12 月 5 日～2019 年 12 月 6 日

◇調査結果（概要）

<ブロック・会員の協力>

- ・6つの支部で会員が独自に学生や非会員を対象とした研修を行い勧誘している。
- ・職場における先輩一後輩の関係が強い地区では、先輩からの声掛けによる入会促進の効果は大きい。
- ・東部、中部、西部で支部に分かれ、支部の中で定例会などを行っている。職場で強い結びつきなどがあると入会・支部での活動につながり、入会促進に効果的である。
- ・昨年の増加率が高かったことについては、各ブロックの若手の会員が、非会員社会福祉士への研修会参加の呼び掛けに力を入れたことが入会促進につながったのではないかと。その場で入会資料や研修資料(基礎研修、成年後見に関わる資料等を同封)の配布も行った。また研修と懇親会をセットで開催している(2月ごろ)。
- ・非会員(学生・一般)を対象とした実践研究発表会を開催、大学・専門学校で講師をしている会員が入会を呼び掛けているが、効果は明確ではない。

<養成校・他団体との連携、資格取得前・受験対策等>

- ・会員が養成校で社会福祉士の仕事について講義を行うなどして、交流をもち入会を呼び掛けている。
- ・受験対策講座では一定数の受講者が合格後に入会するため、入会促進につながっている。しかし、講座の開催費用の負担が大きく今年度は開催しない。そのため、増加比率の低下が予想される。

- ・県内 2 会場(各 30～40 名)で受験対策講座を行っている。受講者を準会員と位置づけ、会報の送付も行っている。国家試験後にアンケートを送り合格者には入会案内、不合格者には来年度の受験対策講座の案内を送付している。ある程度の効果はあるが、入会者数としては数十名規模であり大きく効果があるとは感じられない。
- ・国家試験対策委員会で会員獲得支援を行っている。
- ・合格祝賀会の開催。
- ・国家試験対策の受講生を対象に準会員割引。
- ・研修の開催では長崎純心大学の卒業生、地域包括とのつながりも活用している。

<研修等、様々な場の活用>

- ・入会促進につながっている取組みとして考えられることは 2017 年全国大会開催。東日本大震災以降の震災支援活動を継続しており、それが目に見える社会活動になっている。ボランティアグループへの会員派遣等もしている。基礎研修から成年後見につづく、研修制度が充実していること。
- ・効果については正確には分からないが、実習指導者講習会に参加している非会員に入会申込書を配布している。

<入会特典・入会キャンペーン>

- ・会員紹介キャンペーン(4 月～9 月)の実施。QUO カード・クリアホルダープレゼント、新入会員イベント招待、再入会者の入会金補助。
- ・秋の入会キャンペーン(10 月～12 月)の実施。年会費半額キャッシュバック(¥16,000 →¥8,000)、忘年会招待(参加費¥3,000 が無料)、再入会者の入会金補助。
- ・大きく成果を実感している訳ではないが、ある程度の効果はあるのではないかと。

<その他>

- ・成年後見活動の問い合わせから、研修・ばあとなあ登録のことを知り入会につながるケースが増えてきている。
- ・今後は認定社会福祉士に向けた研修体制の充実が必要であり、そのことが会の活性化につながっている。

オンライン会議に伴う旅費・交通費の削減額、及びニュース（会報）のオンライン化による通信費の削減額等について（2020年度予算から試算）

1 旅費・交通費

(1) 関連予算（2020年度）

- ①理事会にかかる旅費・交通費 4,078千円
- ②委員会・PTにかかる旅費交通費 約14,000千円
- ③全国会議（総会・会長会議）にかかる旅費・交通費 3,900千円

(2) 試算

Webを活用し①と②の旅費を半減（50%）と仮定した場合

単純計算で9,039千円の削減

2 ニュース関係

(1) 関連予算（2020年度）

①発行経費（年4回発行）

印刷製本費 8,512千円（1回当たり平均2,128千円）

通信運搬費 16,431千円（1回当たり平均4,107千円）

合計 24,943千円

②広告収入

広告料収入 1,716千円

③ニュース発行に伴う収支

24,943千円－1,716千円＝23,227千円

(2) オンライン化する際の留意事項

①ニュースに同封していた物の取扱い

各号には全国大会や研修会開催案内、研究誌など同封物がある。ニュースの発送を取り止めた場合、少なくとも年1回は全会員への発送が必要。

②メールマガジンへ移行した際の経費

（例）メール配信サービス費用（blastmail；50回/年の場合） 1,200千円

③現行の紙媒体の発送が必要な対象者

希望する会員（メールマガジンを受け取れない等）、賛助会員や関係団体等

(3) 試算

年1回の全会員への発送とメールマガジン経費を確保し、従来通りの紙ベースの送付を希望する方の比率を変数とした場合（千円）

| 紙ベース送付 希望割合 | 年1回発送 +メルマガ経費 | 会報 | | 経費 合計 | 削減額 |
|----------------|------------------|-------|-------|----------|--------|
| | | 印刷費 | 通信費 | | |
| 10% | 5,300 | 850 | 1,230 | 7,380 | 15,840 |
| 30% | 5,300 | 2,550 | 3,700 | 11,550 | 11,677 |

3 公益法人としての財務基準について

旅費・交通費の①は公益事業経費区分、②は公益事業経費区分。ニュース経費は公益事業経費区分。削減した予算の活用は、財務基準的には公益事業として活用した方が好ましい。（2020年度予算：収支相償（△21,132千円）、公益事業比率（202,050千円／332,771千円＝60.7%））

公益社団法人 日本社会福祉士会
2020年度臨時総会

第2号承認
正会員の会費の扱いについて

JACSW

正会員の会費の扱いについて

第 32 回通常総会（2019 年 6 月 15 日開催）において、「『日本社会福祉士会の会費に関する規則』の統一見解の再確認について」を議決しました。

【議決内容】

日本社会福祉士会の会費に関する規則第 3 条第 1 項「本会の正会員の年会費は、5,000 円に正会員を構成する社会福祉士の人数を乗じた額とする」とは、従前より次のことを規定していることを日本社会福祉士会の統一見解として確認する。

「正会員を構成する社会福祉士」とは、当正会員の定款及び規則に定められた規定に則り入会し、当正会員の議決権を有することができる社会福祉士を言う。

当議決にもとづき、会費について佐賀県社会福祉士会と協議を重ね、納める会費について以下の通り合意に達しましたので、ご承認をお願いします。

- 1 2019 年度以降は規則に則り会費を納める
- 2 2018 年度以前の会費については、時効及び正会員としての特典を享受していなかったこと（研究誌や会報の受領など）を考慮し、2016 年度から 2018 年度に支払うべき会費の未払い分の 70%を納める

公益社団法人 日本社会福祉士会
2020年度臨時総会

第1号報告
2021年度事業計画

JACSW

2021年度事業計画
「多様性を尊重する社会を目指して」
～今、新時代の社会づくりをデザインする～

1 基本指針

共生社会の創造をビジョンとして掲げ、社会的使命をもって、社会変革と社会開発、社会的結束及び人々のエンパワメントと解放を促進する。

私たちは、社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理を改めて自覚するとともに、高齢者・障がい者・児童等の地域の人々の人権を尊重したインクルーシブな地域共生社会の実現を目指し、人びとの「生きる」を支える。

第三期中期計画（2019～2023年度）では、地域共生社会の実現のためにソーシャルワーク機能を発揮できる体制づくりを推進すること、そのための手段として社会福祉士の任用を拡大し実質的な業務独占を図ることとした。本会は、第三期中期計画に掲げた次の基本指針に則り、事業を展開する。なお、新型コロナウイルス感染症の影響拡大又は長期化を踏まえ必要な措置を講じるものとする。

- (1) ソーシャルワークの推進
- (2) 活動基盤の強化
- (3) 専門性の向上

2 事業方針

基本指針にもとづき、次の事業を展開する。

(1) ソーシャルワークの推進

①情報収集力、政策提言等発信力の強化

- ア ソーシャルワーク実践の見える化に向けた体制整備を検討する。
- イ シンクタンク立ち上げに向け予算化し、具体的な検討に着手する。
- ウ ホームページのリニューアルを始め広報活動を強化し、戦略的な取り組みを推進する。
- エ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化する。

②権利擁護活動の強化

- ア 意思決定支援の普遍化に向けて、ガイドラインやツール、国研修への関与、及び都道府県社会福祉士会が行う研修の支援を行う。
- イ 都道府県社会福祉士会が実施する成年後見に係る研修や高齢者虐待対応に係る研修を支援する。
- ウ 成年後見制度利用促進に関する情報提供や都道府県社会福祉士会の取り組みを支援する。
- エ 未成年後見人への支援や法人後見ガイドラインの見直しを行う。
- オ 正会員における虐待防止をはじめとした権利擁護支援の取り組み事例を収集する。
- カ 本人情報シートの普及・定着に向けて、本人情報シート作成に関する研修を検討する。

③地域共生社会の実現に資する体制構築の推進

- ア 市町村における包括的な相談支援体制（重層的支援体制整備事業等）推進に向けた取組を推進する。
- イ 貧困問題の解決に向けて、生活困窮状態にある者の生存権保障の実現とその権利擁護に関わる情報収集活動や国等への政策提言活動を行う。

④世界に向けた発信力強化

- ア 日本ソーシャルワーカー連盟における国際プロジェクト事業を継続する。
- イ 国際ソーシャルワーカー連盟総会及び世界会議へ参画する。

(2) 活動基盤の強化

①日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の組織目標・指向性の共有

- ア 改定した倫理綱領及び行動規範の周知に向けた取り組みを推進する。

②財政の健全化及び安定化の確立及び都道府県社会福祉士会の組織強化支援

③都道府県社会福祉士会の組織強化支援

- ア 「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書(案)」にもとづく取り組みを推進する
- イ ニュース等のデジタル化の検討及び資料のペーパーレス化の一部を実施する。

④実質的な業務独占の獲得

- ア 包括的な相談支援体制構築における社会福祉士の配置拡大に向けた検討を行う。
- イ スクールソーシャルワーカーや司法分野で実践する社会福祉士への支援を進める。
- ウ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化する。(再掲)

⑤関係団体との連携強化

- ア ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合に向けた活動を継続し推進する。

⑥不測の事態における対応の強化

- ア 都道府県社会福祉士会の災害担当者による全国会議を行う。
- イ 本会の事業継続計画(BCP)のブラッシュアップを行う。

(3) 専門性の向上

①実践能力の向上

- ア マクロソーシャルワーク実践力向上のための書籍発刊及び研修を実施する。
- イ 社会福祉士養成カリキュラムの改正を踏まえた現任者研修の実施や実習指導者講師養成研修及びテキストの見直しを行う。
- ウ 各専門領域の研修会、全国実践研究集会等を実施する。

②生涯研修制度の充実

- ア 基礎研修を始め研修のeラーニング化を進める。
- イ 全国生涯研修委員会議や生涯研修センター協議会等を通して、都道府県社会福祉士会と情報や課題の共有、課題解決に向けた意見交換を行う。
- ウ 生涯研修制度の見直しに向けた検討を継続する。

③専門的力量的形成

- ア 認定社会福祉士7,000人(2025年度)に向けて、新規登録者や更新者の増大に向けた取り組みを推進する。
- イ 地域共生社会の実現に資するためのスーパーバイザー養成研修やスーパーバイザーフォローアップ研修を行う。
- ウ 社会福祉士学会での発表や研究誌への論文投稿を促し、社会福祉士の実践研究力の向上を図る。

3 事業

事業方針にもとづき、各委員会等は次の事業を行う。

<管理局>

■総務部

○組織委員会

- 1 公益社団法人、連合体組織の運営に関する課題について理事会から諮問された事項の検討
- 2 1の一環として、財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチームの「提案書（案）」で示された次の事項を実施
 - (1) 都道府県社会福祉士会への助成制度について検討及び制度化
 - (2) 事務局代表者会議の企画及び運営（Zoom 会議）
 - (3) 都道府県社会福祉士会の事務局職員に向けた「経理」と「苦情への対応とバーンアウト防止」に向けた研修の企画及び事務局職員が相談できる機会の検討（2022 年度から開催）

○危機管理室

- 1 本会 BCP の策定、ブラッシュアップ及び想定図上訓練
- 2 全国災害担当者会議で提起された災害支援活動の課題検討
- 3 都道府県社会福祉士会災害担当者による全国会議、ネットワークの構築
- 4 1～3 を検討するための危機管理室会議のオンライン開催
- 5 関東甲信越ブロック災害連携会議への参加
- 6 災害福祉支援連絡協議会（仮）等の外部会議への参加

○社会福祉士の倫理綱領・行動規範伝達研修プロジェクトチーム（2021 年度事業）

- 1 新しい社会福祉士の倫理綱領・行動規範の伝達研修の開催
 - (1) 倫理綱領・行動規範の伝達資料の作成
 - (2) 都道府県社会福祉士会を対象とした倫理綱領・行動規範の伝達研修（リモート式）の開催
 - (3) 社会福祉士を対象とした倫理綱領・行動規範のe-ラーニングコンテンツの作成
- 2 『社会福祉士の倫理実践ガイドブック』改訂版の出版

○実践研究推進プロジェクトチーム（2019～2021 年度事業）

- 1 全国大会・社会福祉士学会におけるポスター発表を創設
 - (1) 全国大会・社会福祉士学会におけるポスター発表の実施に向けた準備
 - (2) 「優秀賞」などを創設し、本会ニュース等で紹介の検討

○広報検討プロジェクトチーム（仮称）（2021 年度事業）

- 1 総合的な広報戦略の検討及び方針の提案
- 2 入会促進用全国共通パンフレットの作成
- 3 ニュース（会報）のメールマガジン化の検討

○シンクタンク機能充実検討プロジェクト（2021 年度事業）

- 1 シンクタンクの機能及び求める人材について検討

■独立した委員会

○綱紀委員会

- 1 苦情申立の受付・調査・審査
 - 2 理事会への審査結果報告と処分提案
- 学会運営委員会
- 1 生涯研修制度共通研修課程における 6 領域を基礎として構成する学会分科会の開催
 - 2 研究誌『社会福祉士』の企画・編集・発行
 - 3 研究誌『社会福祉士』第 29 号（2022 年 3 月発行予定）から投稿分類を再編し、従来の投稿に「実践研究」を加え、新しい投稿原稿評価表の運用を開始
 - 4 第 30 回日本社会福祉士学会分科会から募集するポスター発表の準備等

■企画室

- 1 政策提言に係る情報収集
- 2 制度・予算についての国への定例要望
- 3 第三期中期計画に関すること
- 4 マスコミ等への情報提供・対応

<ソーシャルワーク推進局>

■権利擁護推進部（権利擁護センターばあとなあ）

○権利擁護センターばあとなあ運営協議会

- 1 全体的方針
 - (1) 権利擁護関連施策（後見制度〔成年・未成年〕、意思決定支援、虐待防止等）の動向を適確に把握し、本会及び都道府県社会福祉士会の果たす役割を明確にするための情報収集・分析及び提言等の発信
 - (2) 都道府県社会福祉士会権利擁護センターが、後見活動（成年・未成年）や虐待等広く市民の権利を擁護する活動の拠点となる機能を果たせるよう支援し、中長期的な本会の権利擁護に向けた体制構築と取り組みを見据え、本会の権利擁護センターのあり方や支援対象等に関する検討
 - (3) 都道府県社会福祉士会権利擁護センターの活動実態を把握し、社会福祉士としての優れた権利擁護に関する実践と課題を分析し、政策提言や研修プログラム開発等を実施
 - (4) 国及び日本弁護士連合会等関係機関と意見交換の機会を設け、目的を共有できる事業に関しては連携して有効な事業の展開
 - (5) 実務及び事業は、後見委員会及び権利擁護推進あり方検討委員会に有期のプロジェクトチームを設置し事業を推進
- 2 都道府県権利擁護センターの支援等に関する事業
 - (1) 都道府県ばあとなあ連絡協議会：（オンライン方式を予定）
 - (2) ブロック会議支援：6ブロック（集合 3 箇所・オンライン 3 箇所を想定）

○後見委員会

- 1 成年後見（利用促進含む）、未成年後見に関する政策動向への対応、関係

団体との連携

- (1) 最高裁判所と専門職団体（本会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会）協議への対応
- (2) 最高裁判所等との意思決定支援ワーキング（指針・ツール等策定）への対応
- (3) 専門職団体（本会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会）協議への対応
- 2 都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援
 - (1) 成年後見人材育成研修の開催
 - (2) 成年後見・未成年後見に関する保険への対応（保険事故報告会の定期開催）
 - (3) ばあとなあ名簿登録に関する対応
 - (4) 被害者救済金・見舞金制度に関する対応
 - (5) 都道府県社会福祉士会が実施する成年後見、未成年後見事業の支援（規程類整備、実態把握、情報提供等）
- 3 成年後見関係プロジェクトの課題・判断事項に関する対応
- 4 成年後見制度利用促進プロジェクトチーム（2021年度事業）
 - (1) 国の検討に迅速に対応し、見解を示すために政策提案を行うとともに、都道府県社会福祉士会における取組を支援
- 5 出版プロジェクトチーム（2021～2022年度事業）
 - (1) 本会編集・発行の「支援者のための成年後見活用講座」と「成年後見実務マニュアル」を、成年後見制度利用促進法や基本計画、本会の調査研究事業を踏まえて改訂し、出版社からの発刊を検討
- 6 法人としての社会福祉士会の成年後見制度への関わり検討プロジェクトチーム（2019～2021年度事業）
 - (1) 法人としての社会福祉士会の成年後見制度への関わりの在り方を調査し、検討した上で、規程・ガイドラインの見直しを検討
- 7 活動報告書IT化プロジェクトチーム（2020～2022年度事業）
 - (1) ばあとなあ活動報告書をオンラインで提出・集計するためのシステム導入の検討
 - (2) システムの基本設計・開発、活動報告書IT化プロジェクト参加都道府県社会福祉士会を対象に2022年2月報告のモデル実施

○権利擁護推進あり方検討委員会

- 1 虐待防止を中心とした権利擁護関連施策の動向を的確に把握し、本会及び都道府県社会福祉士会の果たす役割を明確にするための情報収集、分析、発信
- 2 都道府県社会福祉士会の活動実態を把握し、虐待対応にかかる課題の検討を経年的に行い把握したエビデンスをもとに、調査研究・政策提言・研修プログラムを検討
 - (1) 本会の虐待対応関連研修の管理と開催における都道府県社会福祉士会への支援
 - (2) 都道府県社会福祉士会にプログラム提供した「養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修」「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応現任者標準研修」の支援

- (3) 「虐待対応専門職チーム」の実態把握と支援
- (4) 虐待対応専門研修～アドバイザーコース～の開催
- (5) 厚生労働省老健局委託事業「高齢者虐待防止法の実態把握等のための調査研究業務」（事業採択された場合に実施）
- (6) 厚生労働省老人保健増進等事業「高齢者虐待における調査研究関係事業」（事業採択された場合に実施）
- (7) 他団体（日本弁護士連合会、高齢者虐待防止学会、障害者虐待防止学会等）との連携

■地域生活支援部

○地域包括ケア推進委員会

「地域共生社会」の実現に向け、特に、高齢者や障害者を対象とした分野において実践する社会福祉士の支援等を行うため、次の取組を実施

- (1) 地域包括ケア全国実践研究集会の開催（オンライン）
- (2) ソーシャルワーク実践の見える化に向けた体制整備の検討
- (3) 市町村における包括的な相談支援のあり方の検討（地域包括支援センター・基幹相談支援センター等の連携）
- (4) 包括的な相談支援体制構築における社会福祉士の配置拡大に向けた検討
- (5) ケアマネジメント実践記録様式に関する更新等への対応
- (6) 地域包括支援センターネットワーク実践力養成研修の検討

○重層的支援体制整備事業推進プロジェクトチーム（2021年度事業）

改正社会福祉法に新たに規定された「重層的支援体制整備事業」の実施に当たり「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が参議院において附帯決議されたため、その実現に向け、次の事業を実施

- (1) 当該事業に取り組む自治体のうち、社会福祉士を配置している取り組み状況に関するヒアリング等
- (2) (1)の効果を情報発信するとともに、配置された社会福祉士の人材育成に関する課題等を把握し、配置された社会福祉士の支援等の検討

○子ども家庭支援委員会

子どもの権利擁護を推し進めるための地域を基盤としたソーシャルワーク展開の検討を行うとともに、地域の実情に応じた人材育成方法の検討と人材養成のための研修会の開催等

- (1) 児童家庭支援ソーシャルワーク研修の開催
- (2) 児童虐待の防止等への対応を検討
- (3) 地域を基盤とした子どもの権利擁護を推し進めるための人材育成のあり方の検討
- (4) 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係、未成年後見等）に伴う課題の検討及び他団体との連携
- (5) スクールソーシャルワーク実践アドバイザー養成プロジェクトチームの開催（2021年度事業）
- (6) 国・他団体の会議への参画

1) 厚生労働省

児童虐待防止対策協議会への参画及び児童虐待防止に関する啓発

等活動

2) 文部科学省

いじめ防止対策協議会及び学校における教育相談体制充実に係る
連絡協議会への参画

(7) 他団体との連携による政策提言活動

■ソーシャルインクルージョン部

○生活困窮者支援委員会

貧困問題の解決に向け、全ての生活困窮状態にある方の生存権保障の実現
とその権利擁護に向けた事業の実施

- (1) 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修の開催
- (2) 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修の認証申請、都道府県士会への
移管の検討
- (3) 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会の開催
- (4) 国等の施策動向への政策提言

○多文化ソーシャルワークプロジェクトチーム

本会が取り組んできた多文化ソーシャルワークを一層推進し、各地域で展
開するための事業を実施

- (1) 在留外国人に対する総合的な支援のコーディネートに関する相談窓
口へのヒアリング・アンケート調査
- (2) 多文化ソーシャルワークセミナー「～在留外国人に対する総合的な
支援のコーディネートに向けて～」(仮称)の開催

○リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

司法分野における社会福祉士の職域拡大と実践する社会福祉士がソーシ
ヤルワーク機能を発揮するための支援

- (1) 司法福祉全国研究集会の企画・開催
- (2) リーガル・ソーシャルワーク研修のe-ラーニング化
- (3) 司法分野に就労する社会福祉士への支援
- (4) 司法分野における社会福祉士の職域拡大
- (5) 司法福祉に関する課題の検討
- (6) 日本弁護士連合会、日本精神保健福祉士協会を含む関係機関との連携

■独立型社会福祉士支援部

○独立型社会福祉士委員会

- 1 独立型社会福祉士の資質の向上を図り、独立型社会福祉士やその活動を広
く社会に周知
- 2 独立型社会福祉士に関する活動基盤の強化と本会の支援体制の整備、都道
府県社会福祉士会との連携、及び独立型社会福祉士相互の連携
 - (1) 独立型社会福祉士名簿登録制度の運営
 - (2) 独立型社会福祉士名簿更新に必要な「独立型社会福祉士に関する研修
等」のe-ラーニング化の検討
 - (3) 独立型社会福祉士研修の企画・開催
 - (4) 独立型社会福祉士全国実践研究集会の企画・開催
 - (5) 独立型社会福祉士へのサポート体制の構築

(6) 独立型社会福祉士名簿登録者の実習生受入状況の把握及びヒアリング調査

■マクロソーシャルワーク研修プロジェクトチーム（2020～2021年度事業）

マクロソーシャルワークの範囲を社会経済活動、価値、法制度、差別、偏見等の改革と捉えた『マクロソーシャルワーク実践（仮称）』を用いて、都道府県社会福祉士会でも開催可能な（オンラインによる）マクロソーシャルワーク研修の開催及び認定社会福祉士制度研修認証申請等に向けた準備と開発

<生涯研修局>

■生涯研修部（生涯研修センター）

○生涯研修センター企画・運営委員会

- 1 生涯研修制度における研修プログラムの開発及び研修の開催
 - (1) スーパーバイザー養成研修、スーパーバイザーフォローアップ研修の開催
 - (2) 基礎研修のメンテナンス
 - (3) 実習指導者講習会講師養成に関する調整
 - (4) 保健医療専門研修の検討
- 2 生涯研修制度の見直し
- 3 認定社会福祉士制度との関係調整
 - (1) 研修認証申請に関する調整（メンテナンスを含む、分野専門研修全体の確認）
 - (2) スーパーバイザー登録説明会の受託（1回）
- 4 ICT、e-ラーニングの検討
- 5 移管研修のフォローアップ
- 6 研修関係の要綱、ガイドラインの制定、開発
- 7 制度説明・広報
- 8 地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業（社会福祉推進事業）
- 9 社会福祉士の倫理綱領・行動規範伝達研修の開催
- 10 実習指導者講習会講師養成プロジェクトチーム（2019～2021年度事業）
 - (1) 社会福祉士実習指導者講習会講師養成を行うための研修ツールの作成
 - (2) 社会福祉士実習指導者講習会講師養成を行うための研修（リモート式）開催
 - (3) テキスト改訂版の出版（中央法規）
 - (4) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連携（教員講習会との連携）
 - (5) 現任実習指導者へのフォローアップ（e-ラーニング作成）
- 11 基礎研修教材開発プロジェクトチーム（2018～2021年度事業）
 - (1) 基礎研修講師養成研修の開催
 - (2) 基礎研修運営マニュアルの見直し
 - (3) 基礎研修テキストの改訂（基礎研修メンテナンス作業含む）
 - (4) 上記事業を行うためのプロジェクト会議の開催

■リモート研修等推進プロジェクトチーム（仮称）（2021～2022 年度事業）

- 1 都道府県社会福祉士会と協同で全国展開するリモート研修の試行（3 会場）
- 2 1 のための準備事項

■認定社会福祉士登録機関

○認定社会福祉士登録推進委員会

- 1 認定社会福祉士制度の広報活動（制度説明、研修情報等の提供）
- 2 認定社会福祉士の新規登録及び更新登録の推進に関すること
- 3 認定社会福祉士登録に係る事務
- 4 認定社会福祉士登録者の情報管理
- 5 認定社会福祉士の公表（本会ホームページへの掲載）
- 6 認定社会福祉士認定研修の開催

<事務局>

○管理局関係

- 1 日本社会福祉士会ニュースの発行（年 4 回）
- 2 日本社会福祉士会ホームページの運用
- 3 社会福祉士全国統一模擬試験事業支援
- 4 全国大会（山形大会）運営支援
- 5 都道府県社会福祉士会会員管理、会費徴収委託事務及び業務支援
- 6 社会福祉士賠償責任保険運用支援
- 7 国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）に関する事項
- 8 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）に関する事項（幹事団体、国際、子ども家庭福祉）
- 9 ソーシャルケアサービス研究協議会対応
- 10 事務局職員情報交流連絡会

○ソーシャルワーク推進局関係

- 1 権利擁護推進部に関する事項
 - （1）社会福祉士賠償責任保険 C プラン運用にかかる事務
 - （2）受任状況全国集計・公表事務
 - （3）名簿登録料徴収等委託事務
- 2 独立型社会福祉士支援部に関する事項
 - （1）独立型社会福祉士名簿登録制度の運営

○生涯研修局関係

- 1 生涯研修センターホームページ運用
- 2 生涯研修制度管理システム運営・管理
- 3 e-ラーニングシステムの運営・管理
- 4 研修受講受付・修了証発行
- 5 生涯研修手帳の発行
- 6 スーパーバイザー登録申請受付事務

○認定社会福祉士認証・認定機関関係

※認定機関からの委託を受けて次の事業の事務局を担う

- 1 機構総会、理事会及び委員会の開催
- 2 研修認証の審査及び認証

- 3 認定社会福祉士認定の審査及び認定
- 4 スーパービジョン実施にかかる事項
- 5 スーパーバイザー登録の審査及び登録
- 6 認定社会福祉士認定研修の企画・開催
- 7 認定社会福祉士認証・認定機構ホームページの運用
- 8 認定社会福祉士制度管理システム運営・管理

2021 年度事業計画案 委員会・プロジェクトチーム

| 局 | 部 | 委員会・プロジェクト | | プロジェクト期間等 | | |
|----------------|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|----------------------|----------|
| 管理局 | 総務部 | 組織委員会 | | | | |
| | | 危機管理室 | | | | |
| | | 倫理綱領行動規範伝達研修 PT | | 21 年度 | | |
| | | 実践研究推進 PT | | 19～21 年度 | | |
| | | 広報検討 PT (仮称) | | 21 年度 | | |
| | | シンクタンク機能充実 PT (仮称) | | 21 年度 | | |
| | (独立委員会) | 綱紀委員会 | | | | |
| (独立委員会) | 学会運営委員会 | | | | | |
| ソーシャルワーク推進局 | 権利擁護推進部 | ぱあとなあ運営協議会 | 運営協議会 | | | |
| | | | 後見委員会 | 本委員会 | | |
| | | | | 成年後見制度利用促進 PT | | 21 年度 |
| | | | | 出版 PT | | 21～22 年度 |
| | | | | 法人としての社会福祉士会の成年後見制度への関わり検討 PT | | 19～21 年度 |
| | | | | 活動報告書 IT 化 PT | | 20～22 年度 |
| | | 成年後見制度利用促進関連事業 | | 21 年度厚労省補助金事業 (申請予定) | | |
| | | 権利擁護推進あり方検討委員会 | 本委員会 | | | |
| | | | 高齢者虐待に係る調査研究事業 | | 21 年度厚労省補助金事業 (申請予定) | |
| | 法に基づく高齢者虐待に係る状況調査事業 | | 21 年度厚労省委託事業 (申請予定) | | | |
| | 地域生活支援部 | 地域包括ケア推進委員会 | | | | |
| | | 重層的支援体制整備事業推進 PT | | | 21 年度 | |
| | | 子ども家庭支援委員会 | 本委員会 | | | |
| | | | SSW 実践アドバイザー養成 PT | | 21 年度 | |
| ソーシャルインクルージョン部 | 生活困窮者支援委員会 | | | | | |
| | 多文化ソーシャルワーク PT | | | | | |
| | リーガル・ソーシャルワーク研究委員会 | | | | | |
| 独立型社会福祉士支援部 | 独立型社会福祉士委員会 | | | | | |
| | マクロソーシャルワーク研修 PT | | | 20～21 年度 | | |
| 生涯研修局 | 生涯研修部 | 生涯研修センター企画・運営委員会 | 本委員会 | | | |
| | | | 実習指導者講習会講師養成 PT | | 19～21 年度 | |
| | | | 基礎研修教材開発 PT | | 18～21 年度 | |
| | | 現任者に係る研修・SV事業 | | | 21 年度厚労省補助金事業 (申請予定) | |
| | リモート研修等推進 PT (仮称) | | | | | |
| 認定社会福祉士登録機関 | 認定社会福祉士登録推進委員会 | | | | | |

公益社団法人 日本社会福祉士会
2020年度臨時総会

第2号報告
2021年度収支予算

JACSW

2021年度 収支予算書
2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|--------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 基本財産受取利息 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 特定資産運用益 | 6,000 | 6,000 | 0 |
| 特定資産受取利息 | 6,000 | 6,000 | 0 |
| 受取会費 | 225,430,000 | 226,970,000 | △ 1,540,000 |
| 正会員受取会費 | 224,500,000 | 226,000,000 | △ 1,500,000 |
| 賛助会員受取会費 | 930,000 | 970,000 | △ 40,000 |
| 事業収益 | 40,831,000 | 55,038,000 | △ 14,207,000 |
| 研修収入 | 17,553,000 | 26,969,000 | △ 9,416,000 |
| 修了証等発行収入 | 160,000 | 350,000 | △ 190,000 |
| 出版物販売等収入 | 2,850,000 | 5,082,000 | △ 2,232,000 |
| 印税収入 | 1,000,000 | 2,500,000 | △ 1,500,000 |
| 後見登録料徴収代行手数料 | 397,000 | 436,000 | △ 39,000 |
| 名簿登録料収入 | 900,000 | 860,000 | 40,000 |
| 認定登録料収入 | 2,370,000 | 2,420,000 | △ 50,000 |
| 会費管理手数料収入 | 4,210,000 | 5,254,000 | △ 1,044,000 |
| 業務受託収入 | 11,391,000 | 11,167,000 | 224,000 |
| 受取負担金 | 23,935,000 | 21,051,000 | 2,884,000 |
| 受取負担金 | 23,935,000 | 21,051,000 | 2,884,000 |
| 受取補助金等 | 8,000,000 | 8,000,000 | 0 |
| 受取民間助成金 | 8,000,000 | 8,000,000 | 0 |
| 受取寄附金 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 受取寄附金 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 雑収益 | 11,592,000 | 21,664,000 | △ 10,072,000 |
| 受取利息 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 広告料収入 | 479,000 | 1,917,000 | △ 1,438,000 |
| 資料販売収入 | 11,087,000 | 19,453,000 | △ 8,366,000 |
| 研修派遣収入 | 0 | 243,000 | △ 243,000 |
| 雑収益 | 25,000 | 50,000 | △ 25,000 |
| 経常収益計 | 309,895,000 | 332,830,000 | △ 22,935,000 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | 261,166,730 | 284,441,092 | △ 23,274,362 |
| 給料手当 | 88,376,200 | 87,916,755 | 459,445 |
| 臨時雇賃金 | 1,191,000 | 1,190,250 | 750 |
| 法定福利費 | 15,353,930 | 15,371,195 | △ 17,265 |
| 福利厚生費 | 2,340,000 | 2,297,600 | 42,400 |
| 通勤費 | 2,566,850 | 2,608,378 | △ 41,528 |
| 修繕費 | 42,000 | 43,500 | △ 1,500 |
| 光熱水料費 | 977,760 | 1,023,120 | △ 45,360 |
| 賃借料 | 11,608,800 | 13,025,640 | △ 1,416,840 |
| リース料 | 804,720 | 830,460 | △ 25,740 |
| 会員管理費 | 2,486,000 | 2,885,000 | △ 399,000 |
| 租税公課 | 2,391,480 | 2,924,844 | △ 533,364 |
| 減価償却費 | 6,438,550 | 7,376,360 | △ 937,810 |
| 支払寄附金 | 500,000 | 500,000 | 0 |

2021年度 収支予算書
2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|----------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| システム管理費 | 16,017,760 | 12,741,600 | 3,276,160 |
| 大会費 | 500,000 | 500,000 | 0 |
| 業務委託費 | 16,554,000 | 17,335,000 | △ 781,000 |
| 旅費交通費 | 15,248,000 | 29,229,000 | △ 13,981,000 |
| 諸謝金 | 8,227,000 | 8,785,000 | △ 558,000 |
| 会場費 | 1,350,000 | 7,288,000 | △ 5,938,000 |
| 会議費 | 52,000 | 126,000 | △ 74,000 |
| 通信運搬費 | 22,006,680 | 25,248,010 | △ 3,241,330 |
| 事務消耗品費 | 2,478,040 | 3,086,320 | △ 608,280 |
| 印刷製本費 | 31,302,760 | 28,784,090 | 2,518,670 |
| 諸会費 | 3,337,000 | 3,137,000 | 200,000 |
| 保険料 | 6,108,200 | 6,647,470 | △ 539,270 |
| 雑費 | 2,908,000 | 3,540,500 | △ 632,500 |
| 管理費 | 46,832,270 | 48,329,908 | △ 1,497,638 |
| 役員報酬 | 90,000 | 90,000 | 0 |
| 給料手当 | 18,863,800 | 15,756,245 | 3,107,555 |
| 臨時雇賃金 | 397,000 | 396,750 | 250 |
| 法定福利費 | 3,326,070 | 2,796,805 | 529,265 |
| 福利厚生費 | 940,000 | 846,400 | 93,600 |
| 通勤費 | 633,150 | 591,622 | 41,528 |
| 渉外費 | 406,000 | 106,000 | 300,000 |
| 修繕費 | 8,000 | 6,500 | 1,500 |
| 光熱水料費 | 186,240 | 152,880 | 33,360 |
| 賃借料 | 2,211,200 | 1,946,360 | 264,840 |
| リース料 | 137,280 | 111,540 | 25,740 |
| 租税公課 | 53,520 | 56,156 | △ 2,636 |
| 減価償却費 | 785,450 | 1,004,640 | △ 219,190 |
| 諸報酬 | 3,114,000 | 3,114,000 | 0 |
| システム管理費 | 387,240 | 266,400 | 120,840 |
| 業務委託費 | 1,320,000 | 3,480,000 | △ 2,160,000 |
| 旅費交通費 | 7,445,000 | 11,649,000 | △ 4,204,000 |
| 会場費 | 1,148,000 | 1,139,000 | 9,000 |
| 会議費 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| 通信運搬費 | 881,320 | 819,990 | 61,330 |
| 事務消耗品費 | 336,960 | 355,680 | △ 18,720 |
| 印刷製本費 | 1,764,240 | 1,239,910 | 524,330 |
| 諸会費 | 1,046,000 | 1,046,000 | 0 |
| 保険料 | 96,800 | 153,530 | △ 56,730 |
| 新聞図書費 | 561,000 | 561,000 | 0 |
| 支払利息 | 456,000 | 457,000 | △ 1,000 |
| 雑費 | 228,000 | 176,500 | 51,500 |
| 経常費用計 | 307,999,000 | 332,771,000 | △ 24,772,000 |
| 当期経常増減額 | 1,896,000 | 59,000 | 1,837,000 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 1,896,000 | 59,000 | 1,837,000 |
| 法人税等 | 70,000 | 70,000 | 0 |
| 税引後当期一般正味財産増減額 | 1,826,000 | △ 11,000 | 1,837,000 |

2021年度 収支予算書内訳表
2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 公益目的事業会計 | | | 収益事業等会計 | | | 法人会計 | 合計 |
|--------------|-------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| | 公 1 | 共通 | 小計 | 収 1 | 他 1 | 小計 | | |
| I 一般正味財産増減の部 | | | | | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | | | | | |
| 基本財産運用益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 基本財産受取利息 | | | 0 | | | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 特定資産運用益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | 5,000 | 6,000 |
| 特定資産受取利息 | | | 0 | | 1,000 | 1,000 | 5,000 | 6,000 |
| 受取会費 | 0 | 112,715,000 | 112,715,000 | 0 | 0 | 0 | 112,715,000 | 225,430,000 |
| 正会員受取会費 | | 112,250,000 | 112,250,000 | | | 0 | 112,250,000 | 224,500,000 |
| 賛助会員受取会費 | | 465,000 | 465,000 | | | 0 | 465,000 | 930,000 |
| 事業収益 | 15,063,000 | 0 | 15,063,000 | 3,850,000 | 21,918,000 | 25,768,000 | 0 | 40,831,000 |
| 研修収入 | 14,913,000 | | 14,913,000 | | 2,640,000 | 2,640,000 | | 17,553,000 |
| 修了証等発行収入 | 150,000 | | 150,000 | | 10,000 | 10,000 | | 160,000 |
| 出版物販売等収入 | | | 0 | 2,850,000 | | 2,850,000 | | 2,850,000 |
| 印税収入 | | | 0 | 1,000,000 | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 後見登録料徴収代行手数料 | | | 0 | | 397,000 | 397,000 | | 397,000 |
| 名簿登録料収入 | | | 0 | | 900,000 | 900,000 | | 900,000 |
| 認定登録料収入 | | | 0 | | 2,370,000 | 2,370,000 | | 2,370,000 |
| 会費管理手数料収入 | | | 0 | | 4,210,000 | 4,210,000 | | 4,210,000 |
| 業務受託収入 | 0 | | 0 | | 11,391,000 | 11,391,000 | | 11,391,000 |
| 受取負担金 | 11,575,000 | 0 | 11,575,000 | 0 | 12,360,000 | 12,360,000 | 0 | 23,935,000 |
| 受取負担金 | 11,575,000 | | 11,575,000 | | 12,360,000 | 12,360,000 | 0 | 23,935,000 |
| 受取補助金等 | 8,000,000 | 0 | 8,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,000,000 |
| 受取民間助成金 | 8,000,000 | | 8,000,000 | | 0 | 0 | | 8,000,000 |
| 受取寄附金 | 100,000 | 0 | 100,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100,000 |
| 受取寄附金 | 100,000 | | 100,000 | | | 0 | | 100,000 |
| 雑収益 | 11,566,000 | 0 | 11,566,000 | 15,000 | 0 | 15,000 | 11,000 | 11,592,000 |
| 受取利息 | | | 0 | | | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 広告料収入 | 479,000 | | 479,000 | | | 0 | 0 | 479,000 |
| 資料販売収入 | 11,087,000 | | 11,087,000 | | 0 | 0 | | 11,087,000 |
| 雑収益 | 0 | | 0 | 15,000 | 0 | 15,000 | 10,000 | 25,000 |
| 経常収益計 | 46,304,000 | 112,715,000 | 159,019,000 | 3,865,000 | 34,279,000 | 38,144,000 | 112,732,000 | 309,895,000 |

2021年度 収支予算書内訳表
2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 公益目的事業会計 | | | 収益事業等会計 | | | 法人会計 | 合計 |
|------------|--------------------|----------|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|------|--------------------|
| | 公 1 | 共通 | 小計 | 収 1 | 他 1 | 小計 | | |
| (2) 経常費用 | | | | | | | | |
| 事業費 | 180,560,791 | 0 | 180,560,791 | 1,174,738 | 79,431,201 | 80,605,939 | | 261,166,730 |
| 給料手当 | 61,136,000 | | 61,136,000 | 557,800 | 26,682,400 | 27,240,200 | | 88,376,200 |
| 臨時雇賃金 | 1,111,600 | | 1,111,600 | 0 | 79,400 | 79,400 | | 1,191,000 |
| 法定福利費 | 10,702,380 | | 10,702,380 | 98,520 | 4,553,030 | 4,651,550 | | 15,353,930 |
| 福利厚生費 | 1,588,800 | | 1,588,800 | 16,800 | 734,400 | 751,200 | | 2,340,000 |
| 通勤費 | 1,765,500 | | 1,765,500 | 24,300 | 777,050 | 801,350 | | 2,566,850 |
| 修繕費 | 29,500 | | 29,500 | 500 | 12,000 | 12,500 | | 42,000 |
| 光熱水料費 | 686,760 | | 686,760 | 11,640 | 279,360 | 291,000 | | 977,760 |
| 賃借料 | 8,153,800 | | 8,153,800 | 138,200 | 3,316,800 | 3,455,000 | | 11,608,800 |
| リース料 | 506,220 | | 506,220 | 8,580 | 289,920 | 298,500 | | 804,720 |
| 会員管理費 | 0 | | 0 | 0 | 2,486,000 | 2,486,000 | | 2,486,000 |
| 租税公課 | 1,334,741 | | 1,334,741 | 156,838 | 899,901 | 1,056,739 | | 2,391,480 |
| 減価償却費 | 2,117,300 | | 2,117,300 | 34,150 | 4,287,100 | 4,321,250 | | 6,438,550 |
| 支払寄附金 | 500,000 | | 500,000 | 0 | 0 | 0 | | 500,000 |
| システム管理費 | 8,871,760 | | 8,871,760 | 14,640 | 7,131,360 | 7,146,000 | | 16,017,760 |
| 大会費 | 500,000 | | 500,000 | 0 | 0 | 0 | | 500,000 |
| 業務委託費 | 7,828,000 | | 7,828,000 | 0 | 8,726,000 | 8,726,000 | | 16,554,000 |
| 旅費交通費 | 13,070,000 | | 13,070,000 | 0 | 2,178,000 | 2,178,000 | | 15,248,000 |
| 諸謝金 | 7,128,000 | | 7,128,000 | 0 | 1,099,000 | 1,099,000 | | 8,227,000 |
| 会場費 | 1,163,000 | | 1,163,000 | 0 | 187,000 | 187,000 | | 1,350,000 |
| 会議費 | 52,000 | | 52,000 | 0 | 0 | 0 | | 52,000 |
| 通信運搬費 | 17,401,180 | | 17,401,180 | 41,020 | 4,564,480 | 4,605,500 | | 22,006,680 |
| 事務消耗品費 | 1,685,540 | | 1,685,540 | 21,060 | 771,440 | 792,500 | | 2,478,040 |
| 印刷製本費 | 27,988,260 | | 27,988,260 | 33,140 | 3,281,360 | 3,314,500 | | 31,302,760 |
| 諸会費 | 3,337,000 | | 3,337,000 | 0 | 0 | 0 | | 3,337,000 |
| 保険料 | 356,950 | | 356,950 | 6,050 | 5,745,200 | 5,751,250 | | 6,108,200 |
| 雑費 | 1,546,500 | | 1,546,500 | 11,500 | 1,350,000 | 1,361,500 | | 2,908,000 |

2021年度 収支予算書内訳表
2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位:円)

| 科目 | 公益目的事業会計 | | | 収益事業等会計 | | | 法人会計 | 合計 |
|-----------------------|---------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------------|-------------------|
| | 公1 | 共通 | 小計 | 収1 | 他1 | 小計 | | |
| 管理費 | | | | | | | 46,832,270 | 46,832,270 |
| 役員報酬 | | | | | | | 90,000 | 90,000 |
| 給料手当 | | | | | | | 18,863,800 | 18,863,800 |
| 臨時雇賃金 | | | | | | | 397,000 | 397,000 |
| 法定福利費 | | | | | | | 3,326,070 | 3,326,070 |
| 福利厚生費 | | | | | | | 940,000 | 940,000 |
| 通勤費 | | | | | | | 633,150 | 633,150 |
| 渉外費 | | | | | | | 406,000 | 406,000 |
| 修繕費 | | | | | | | 8,000 | 8,000 |
| 光熱水料費 | | | | | | | 186,240 | 186,240 |
| 賃借料 | | | | | | | 2,211,200 | 2,211,200 |
| リース料 | | | | | | | 137,280 | 137,280 |
| 租税公課 | | | | | | | 53,520 | 53,520 |
| 減価償却費 | | | | | | | 785,450 | 785,450 |
| 諸報酬 | | | | | | | 3,114,000 | 3,114,000 |
| システム管理費 | | | | | | | 387,240 | 387,240 |
| 業務委託費 | | | | | | | 1,320,000 | 1,320,000 |
| 旅費交通費 | | | | | | | 7,445,000 | 7,445,000 |
| 会場費 | | | | | | | 1,148,000 | 1,148,000 |
| 会議費 | | | | | | | 10,000 | 10,000 |
| 通信運搬費 | | | | | | | 881,320 | 881,320 |
| 事務消耗品費 | | | | | | | 336,960 | 336,960 |
| 印刷製本費 | | | | | | | 1,764,240 | 1,764,240 |
| 諸会費 | | | | | | | 1,046,000 | 1,046,000 |
| 保険料 | | | | | | | 96,800 | 96,800 |
| 新聞図書費 | | | | | | | 561,000 | 561,000 |
| 支払利息 | | | | | | | 456,000 | 456,000 |
| 雑費 | | | | | | | 228,000 | 228,000 |
| 経常費用計 | 180,560,791 | 0 | 180,560,791 | 1,174,738 | 79,431,201 | 80,605,939 | 46,832,270 | 307,999,000 |
| 当期経常増減額 | △ 134,256,791 | 112,715,000 | △ 21,541,791 | 2,690,262 | △ 45,152,201 | △ 42,461,939 | 65,899,730 | 1,896,000 |
| 他会計振替前 当期一般正味財産増減額 | △ 134,256,791 | 112,715,000 | △ 21,541,791 | 2,690,262 | △ 45,152,201 | △ 42,461,939 | 65,899,730 | 1,896,000 |
| 他会計振替額 | | 1,239,804 | 1,239,804 | △ 1,239,804 | | △ 1,239,804 | | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | △ 134,256,791 | 113,954,804 | △ 20,301,987 | 1,450,458 | △ 45,152,201 | △ 43,701,743 | 65,899,730 | 1,896,000 |
| 法人税等 | | | 0 | | | 0 | 70,000 | 70,000 |
| 税引後当期一般正味財産増減額 | △ 134,256,791 | 113,954,804 | △ 20,301,987 | 1,450,458 | △ 45,152,201 | △ 43,701,743 | 65,829,730 | 1,826,000 |

財務三原則 収支相償：△20,301,987円（マイナスになること）
公益目的事業比率：180,560,791円／307,999,000円×100＝58.62％
遊休財産の保有制限：168,643,304円以下

| | | | | |
|----------|---|-----------|-------|--------------------|
| 事業 年度 | 自 | 令和3年4月1日 | 法人コード | A022370 |
| | 至 | 令和4年3月31日 | 法人名 | 公益社団法人日本社会福祉 士会 |

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

| 借入れの予定 | | なし | | |
|----------|----|-----|----|----|
| 事業 区分 | 番号 | 借入先 | 金額 | 用途 |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

| 設備投資の予定 | | なし | | |
|----------|----|---------|----------------|---------------------|
| 事業 区分 | 番号 | 設備投資の内容 | 支出又は収入の 予定額 | 資金調達方法 又は取得資金の用途 |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |

公益社団法人 日本社会福祉士会
2020年度臨時総会

第3号報告
次期綱紀委員会委員選任報告

JACSW

次期綱紀委員会委員一覧

「公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会委員選任に関する細則」第3条3項に基づき、次期綱紀委員候補者として下記の10名が2020年度第11回理事会（2月6日）において承認されましたので報告いたします。

1. 任期：2021年4月1日～2023年3月31日までの2年間

2. 綱紀委員候補者：10名

①会員7名

(敬称略・50音順)

| No. | 会員番号 | 氏名（ふりがな） | 所属県士会 | 推薦県士会 | 任期 |
|-----|-------|------------------|-------|-------|-----|
| 1 | 52746 | 阿部 寛（あべ ひろし） | 京都 | 京都 | 1期目 |
| 2 | 24024 | 加藤 雅之（かとう まさゆき） | 福井 | 福井 | 3期目 |
| 3 | 29630 | 鈴木 孝（すずき たかし） | 山形 | 山形 | 3期目 |
| 4 | 9085 | 本間 昭夫（ほんま あきお） | 青森 | 青森 | 2期目 |
| 5 | 7146 | 宮崎 正行（みやざき まさゆき） | 兵庫 | 兵庫 | 2期目 |
| 6 | 8650 | 山本 豪（やまもと たけし） | 愛媛 | 愛媛 | 1期目 |
| 7 | 38689 | 横堀 公隆（よこぼり きみたか） | 埼玉 | 埼玉 | 1期目 |

②外部委員3名

(敬称略・50音順)

| No. | 氏名（ふりがな） | 所属県士会 | 任期 |
|-----|-----------------|-----------------|-----|
| 1 | 木村 謙二（きむら けんじ） | (公社) 家庭問題情報センター | 4期目 |
| 2 | 関戸 康之（せきど やすゆき） | わかばの風法律事務所（弁護士） | 2期目 |
| 3 | 滝口 真（たきぐち まこと） | 西九州大学 | 2期目 |

公益社団法人 日本社会福祉士会

2020年度臨時総会

第4号報告

成年後見事業被害者見舞金の適用について

JACSW

成年後見事業被害者見舞金の適用について

この度、成年後見事業被害者見舞金を適用しましたのでご報告します。

<適用した案件の概要>

ばあとなあ名簿登録をしていた成年後見人が被後見人 2 名の財産を着服した。当該会員は 2020 年 2 月に職務執行が停止され、同年 7 月に解任された。

なお、当該会員は所属する社会福祉士会において 2021 年 2 月に開催された臨時総会において除名処分されている。

<支払った見舞金>

被害にあった被後見人 2 名に各 10 万円を支払った。

支払った見舞金の総額：200,000 円

公益社団法人 日本社会福祉士会
2020年度臨時総会

第1号事務連絡
規程類改正

JACSW

新たに制定・改正した規程類（2020年6月から2021年2月まで）

■ 第3回理事会（6月20日）において改正した規程類

1 正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等

において事例を取り扱う際のガイドライン

2 正会員及び正会員に所属する社会福祉士がスーパービジョン

を行う際の事例取扱ガイドライン

- ・2020年6月20日改正、施行
- ・内容：研修会やスーパービジョン等で事例を取扱う際には、個人情報にかかる秘密の保持が重要になります。現行のガイドラインはそのための指針を示していますが、より一層、個々の社会福祉士に重要性を認識していただくため改正しました。
- ・各ガイドラインの新旧対照表は「事務局月報NO. 313（2020年度7月号）『規程類新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■ 第4回理事会（7月11日）において改正した規程類

1 定款変更に伴う改正

- ・情報公開規程
- ・アドバイザー登録規程
- ・国際協力員登録規程
- ・事務局の組織及び運営に関する規程
- ・事務処理規程

- ・2020年7月11日改正、施行
- ・内容等：6月30日の定款変更（書面評決）では、第33条（決議事項の遵守）が追加されました。これまでの第33条以降の条数が繰り下げになったことにより規程の条数を改正しました。内容の変更はありません。
- ・各規程の新旧対照表は「事務局月報NO. 314（2020年度8月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

2 生涯研修制度施行規程

- ・2020年7月11日改正、施行
- ・内容等：生涯研修センター協議会における関東甲信越ブロックからの参加者が2名になったことにより改正しました。
- ・規程の新旧対照表は「事務局月報NO. 314（2020年度8月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

3 修了証明書発行要綱

- ・2020年7月11日改正、施行
- ・内容等：修了証明書発行要綱様式第1号及び様式第2号において、修了証明審査料、発行手数料は郵便小為替での支払いと明記していましたが、郵送事故や紛失の危険性も考えられるため、支払い方法を振込に変更をしました。様式第1号及び第2号の改正で、要綱本文の改正はありません。
- ・修了証明書発行要綱様式第1号及び様式第2号の新旧は「事務局月報NO. 314（2020年度8月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■ メールによる理事会（9月25日）において制定した規程類

1 新型コロナウイルス等感染症対策のための集合形式による

研修及び会議等開催におけるガイドライン

- ・ 2020年9月25日制定、施行
- ・ 内容等：新型コロナウイルス等感染症対策を講じた集合形式による研修、会議、イベント等を開催する場合の基準や留意点をまとめガイドラインを制定しました。
- ・ ガイドラインの全文は「事務局月報 NO. 317（2020年度11月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■ 第7回理事会（10月3日）において改正した規程類

1 研究誌『社会福祉士』にかかる規程類

- ・ 研究誌『社会福祉士』編集規程
- ・ 研究誌『社会福祉士』投稿論文等審査規程
- ・ 研究誌『社会福祉士』への論文等投稿に関する
審査に対する反論の機会確保に関する細則
- ・ 研究誌『社会福祉士』への論文等及び社会福祉士学会での
発表取り消しの決定に対する不服申立ての機会確保に関する細則
- ・ 論文等の投稿に関するガイドライン

- ・ 2020年10月3日制定、2021年4月1日施行
- ・ 内容等：研究誌『社会福祉士』第29号（2021年度）から従来の投稿分類「論文」「研究ノート」「実践報告」に新しく「実践研究」を追加する改正をしました。
- ・ 各規程、各細則、ガイドラインの新旧対照表は「事務局月報 NO. 316（2020年度10月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

2 名刺作成におけるガイドライン

- ・ 2020年10月3日制定、施行
- ・ 内容等：名刺作成におけるガイドライン第3条第7項で規定している⑥について、社会福祉士登録番号に加えて社会福祉士会員番号も記載することができること、合わせて会社や事務所の役職名を記載できることとする改正をしました。
- ・ ガイドラインの新旧対照表は「事務局月報 NO. 316（2020年度10月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■ 第8回理事会（11月21日）において改正した規程類

1 認定社会福祉士登録機関設置運営規程細則

- ・ 2020年11月21日制定、施行
- ・ 内容等：細則に記載されている、事務手数料の「郵便小為替」での支払いについて検討し、郵便小為替での支払いを取りやめることといたしました。
- ・ 細則の新旧対照表は「事務局月報 NO. 318（2020年度12月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■ メールによる理事会（12月10日）において改正した規程類

1 名簿登録ガイドライン

2 活動報告書(業務監査)ガイドライン

- ・2020年12月10日改正、施行
- ・内容等：社会福祉士資格・精神保健福祉士資格を有し、都道府県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ」と日本精神保健福祉士協会「認定成年後見人ネットワーククローバー」の両方に名簿登録を行っている会員について、日本精神保健福祉士協会と協議を重ね、両会において、当該会員が複数団体への登録を行っていること及び、登録先での受任件数を報告し、両会が必要な情報を共有することができること、必要に応じて管轄の家庭裁判所と連携をとることができることを本会ガイドラインに追記しました。
- ・各ガイドラインの新旧対照表は「事務局月報NO.318（2020年度12月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■ 第10回理事会（1月16日）において制定した規程類

1 都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関する細則

- ・2021年1月16日制定、2021年4月1日施行
- ・内容等：後見委員会では、2019年度に法人後見ガイドライン見直しプロジェクト、2020年度に法人としての社会福祉士会の成年後見制度への関わり検討プロジェクトを設置し、都道府県社会福祉士会における法人後見及び法人後見監督に関する規程の在り方を検討しました。その結果、現在の「ガイドライン」（会の運営等に関し、一貫性や合理性等の確保を目的として、会としての大まかな方針や、標準的な取扱いを示すもの）ではなく、会員に対する一定の効力を有し、継続的・普遍的に効力を有する細則（規則・規程に定められた事項について、さらに詳細な内容を定めたもの）を制定しました。
なお、本細則の整備に伴い、従来の「都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関するガイドライン」は廃止しました。
- ・細則の全文は「事務局月報NO.320（2020年度2月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■ 第11回理事会（2月6日）において改正した規程類

1 生涯研修制度施行規程

- ・2021年2月6日改正、施行
- ・内容等：生涯研修制度施行規程の様式第1号の課程修了認定証については、他の研修の修了証と同様に、会長名ではなく生涯研修センター長名での公印使用とすることといたしました。それに伴い、様式第1号を改正いたしました。また、様式第2号につきましても、「振込郵便局名」という記載が、ゆうちょ銀行以外からの入金を認めている実態に即していないため、改正しました。規程本文の改正はありません。
- ・様式第1号及び様式第2号の新旧は「事務局月報NO.320（2020年度2月号）『規程類新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

2 ポスター発表にかかる規程類

- ・ 研究倫理規程
 - ・ 社会福祉士学会個人発表及び自主企画シンポジウムの運営規程
 - ・ 研究誌『社会福祉士』への論文等及び社会福祉士学会での発表取り消しの決定に対する不服申立ての機会確保に関する細則
 - ・ 個人発表及び自主企画シンポジウムにおける発表に関するガイドライン
- ・ 2021年2月6日改正、2021年4月1日施行
 - ・ 内容等：2022年度の第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会からこれまでの分科会発表（個人発表・自主企画シンポジウム）にポスター発表を追加する予定であるため、ポスター発表を追加する改正をしました。
 - ・ 各規程、細則、ガイドラインの新旧対象表は「事務局月報NO.320（2020年度2月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

資 料

JACSW

2021年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 (変更となる可能性があります)

| 月 | 日 | 企画名 | 会場 | 都道府県社会福祉士会からの派遣 | 都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等 | 規模等 |
|----|-----|------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------------|----------|
| 4 | 11 | 全国生涯研修委員会議 | 本会事務局 | | | |
| | 17 | 第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会 | | | | |
| 5 | 15 | 第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会 | 本会事務局 | | | |
| 6 | 19 | 第33回通常総会 第3回理事会 | 東京都内 | | | |
| 7 | 3 | 第3回業務執行理事打合せ | 本会事務局 | | | |
| | 3-4 | 第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(山形大会) | | | | |
| | 17 | 第4回業務執行理事打合せ 第4回理事会 | | | | |
| 8 | 21 | 第5回業務執行理事打合せ・第5回理事会 | | | | |
| 9 | 18 | 第6回業務執行理事打合せ 第6回理事会 | 本会事務局 | | | |
| 10 | 2 | 第7回理事会 | 東京都内 東京都内 東京都内 | ○ | | 47都道府県士会 |
| | 2-3 | 都道府県社会福祉士会会長会議 | | | | |
| | 未定 | 全国生涯研修委員会議 | | | | |
| 11 | 20 | 第7回業務執行理事打合せ 第8回理事会 生涯研修センター協議会 | 本会事務局 本会事務局 | | | |
| 12 | 18 | 第8回業務執行理事打合せ 第9回理事会 | 本会事務局 | | | |
| 1 | 15 | 第9回業務執行理事打合せ 第10回理事会 | 本会事務局 | | | |
| 2 | 5 | 第10回業務執行理事打合せ 第11回理事会 | 本会事務局 | | | |
| 3 | 19 | 第12回理事会 臨時総会 | 東京都内 | | | |

○開催月が未定の本会行事予定

| 月 | 日 | 企画名 | 会場 | 都道府県社会福祉士会からの派遣 | 都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等 | 規模等 |
|---|----|------------------------|-------|-----------------|-----------------------|------|
| | 未定 | 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修 | オンライン | | | 80名 |
| | 未定 | 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会 | オンライン | | | 150名 |
| | 未定 | 独立型社会福祉士研修 | オンライン | | | 80名 |
| | 未定 | 独立型社会福祉士全国実践研究集会 | オンライン | | | 150名 |
| | 未定 | 司法福祉全国研究集会 | オンライン | | | 150名 |
| | 未定 | 第8期虐待対応専門研修～アドバイザーコース～ | 未定 | | ○ | 60名 |
| | 未定 | 地域包括ケア全国実践研究集会 | 未定 | | | |
| | 未定 | マクロソーシャルワーク研修 | オンライン | | | |
| | 未定 | 都道府県ばあとなあ連絡協議会 | オンライン | ○ | ○ | |
| | 未定 | 多文化ソーシャルワークセミナー | オンライン | | | |



公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階

電話 03-3355-6541

FAX 03-3355-6543

E-mail : info@jacsw.or.jp